

第10回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成18年11月20日(月)

午後1時30分～午後4時30分

新宿区役所 大会議室

議 事

- 1 基本構想・基本計画の起草部会案の検討について
- 2 起草部会からの提案について
- 3 「めざすまちの姿」について
- 4 その他

卯月会長　それでは定刻になりましたので、ただいまより、第10回新宿区基本構想審議会を開会します。

本日の審議会は、午後4時半までの予定になっております。これまでより30分延長して、3時間という長い時間になっておりますので、議事進行におきまして皆様よろしくご協力をお願いいたします。

本日の出席委員は23名で、委員の半数以上の方にご出席をいただいております。新宿区基本構想審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本日の審議会は成立していることを、まずご報告いたします。

本日は、前回に引き続きまして、2つのグループに分かれて基本構想・基本計画について審議を行います。

また、グループに分かれた審議の後、この会場に戻ってきていただきまして、起草部会からの若干の提案、それから前回配付させていただきました「めざすまちの姿」について、全体でさらに審議を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

事務局　それでは、配付資料の確認をさせていただきます。事前に、また本日お作りいただきました資料といたしまして、資料1、起草部会からの提案、その起草部会からの提案を説明いたします資料として、資料1-1、区政運営の基本姿勢、資料1-2、基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト、資料1-3、区民と専門家等によるチェックのしくみ、こういう資料になります。

それと、その後に第9回の審議の要点メモを送らせていただきました。全ての資料、お手元に届いていない方がいらっしゃいましたら、事務局の方までお申し出ください。

あと、本日第8回の資料、また第9回の「めざすまちの姿」の資料も使いますので、ない方はあわせてお申し出ください。

以上です。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

それでは、前回に続きまして、グループに別れて審議を行いたいと思います。

まちづくりの目標、6章立てになっておりますが、前回に引き続きまして、  
、  
、  
章をAグループ、  
、  
、  
章をBグループの2つに分けたいと思います。

から つきましては、会長代理の成富委員に進行をお願いいたします。

、 、 つきましては、私が進行をさせていただきます。

それでは、いつものことになってしまいますが、 から のAグループを希望される方、ちょっと人数を確認したいので挙手をお願いします。

17人ですね。

確認で、じゃあBグループの方も。ちょっと寂しいですね。今4人、5人ですね。

これを見てちょっと変わっていただいても結構ですけれども、わかりました。そういうご希望がありますか。今、成富会長代理からお話が。

成富会長代理 ちょっと人数が非常に偏って、大勢でやるのが嫌だというわけではないんですけど、今日はまあ、最終的な全体の審議なので、もしあれでしたら、今から3時までですか、途中でちょっと、もし別なグループにいきたいという方がいれば、入れ替え時間というか、必ず入れ替えるわけじゃないんですけど、自由にというか、まあ自由でもいいですが、あまり議論をまとめるという意味で。

卯月会長 あの、申し上げようと思ったんですけども、後半の議論も若干ございますので、実は3時10分ぐらいまでの予定を考えていますので、1時間半ぐらいの予定で思っているのも、もし途中でお変わりになりたい方がいらっしゃいましたら、どうぞご自由に行ってください。

ということで、1時間半、休憩なしでやりたいと思います。申し訳ありません。

それでは、Aグループはこの会場で引き続き行いたいと思います。

Bグループにつきましては、誠に申し訳ありませんが、なにか会場の都合でですね、第1分庁舎7階研修室に移動しなければいけません。事務局の方が誘導して下さいますので、Bグループの方はご移動をお願いします。

なお、恐縮ですが、各自、名札、資料等をご自身でお持ちになり、ご移動をお願いいたします。

それでは、3時10分終了、15分にここで再会ということで、よろしく願いいたします。

Aグループ（ ・ ・ 章）

成富会長代理 それでは、Aグループの方の話を始めたいと思います。

まず、前回14日のときは、第 章の自治のところ、これについての議論を行いました。それで最初にAグループの方の議論のテーマとして幾つか先に挙げていただいたところ、あとほかに2つ調整案が出ておりますので、まずきょうは一番最初にやって、残った時間であとほかの部分について改めて議論したいと思います。

それで、最初のグループ別審議のときに1つ出たのは、第 章ですね。第 章の特に3の部分にかかわって、もう少し教育ということを強調すべきじゃないかというような趣旨のご意見がありまして、そこをひとつ議論しようということになったと思います。骨子案の趣旨を改めて簡単に説明いたしますと、この章は人としての成長や育ちとか、そういった発想から人が子どもから大人まで成長していくプロセスに沿って、その根本にある個人としての尊重とか、そういったことを考えて構成しているものです。

1は個人として尊重するということですが、2のところでは、特に子育てにかかわる部分、もちろん家庭で親が子どもを育てるということですけど、それを社会的に支える仕組みとか、あるいはそういった子育ての環境であるとか、そういった成長の一番最初の段階に関するものをまとめてあるということです。

そして3のところでは、年齢で区切っているわけではありませんけど、学齢期とか、あるいは思春期、青年期、そういった段階での必要な施策、それをまとめているものでございます。この部分に関して、教育というか、それを目標としても明記すべきではないかというようなご意見があったんですけど、申しわけございませんが、改めて山添委員に発言の趣旨を説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

山添委員 今、起草部会長からご説明があったとおりで、私としては今の教育状況を考えると、新宿の教育として、その目標なり取り組みの方向性というのを、きょうもこうして明確にすべきじゃないか。前の基本構想を見ますと、基本計画を見ますと、あまりその教育についてははっきりしたものが出ていない。僕はできれば今回の基本構想の中で、基本計画の中で、しっかり教育というものをメインにすべきだろうと、そういう考えから申し上げるんですけども。

今、お話があったように、この 章の子どもの育ちというものを中心にして書いてあります。時系列で見ますと最初はおっしゃったように子育ての支援ということになりますけれども、その次に来るのは学校教育だろうというように思うんですね。学校教育について

もう少し明確にすべきだと思います。具体的に申し上げますと「次代を担う若者への応援」というのは、私は別な項目であろうと思うんですね。その次の「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」、これを「未来を担う子どもを育てる教育を実現するまち」、こういう表現に変えられたらどうかと思います。

そして、「子どもの生きる力を伸ばす教育環境づくり」というのがありますけれども、個を伸ばす学校教育ということも明確にうたってはどうかと思います。その中に、の「幼児教育」から「障害のある子どもの教育の推進」というところの4つの丸がありますけれども、さらにその中に教育ということを考えて「豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進」だとか、そういうものを中に入れてはどうか。3つか4つぐらい入れたらどうかと思うんです。

それから、3番目の家庭教育、「家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり」とかいうのを1つ項目として、さっき申し上げた「次代を担う若者への応援」というのを外して、そこへ3番目です。「家庭と地域の教育力」というものを入れてはどうか。こうすることによって、基本構想をやっている起草部会のライフサイクルに合ったような形になるんじゃないかというように思いますので、ぜひその辺をご検討いただければと思います。第1段階、これだけお話ししたいと思います。

成富会長代理 1つだけ質問というか、今、「若者への支援」という部分は別項目だろうということで、よそへというお話ですが、そうするとどこを、こういう部分で施策は必要かどうかということと、それをどこに位置づけるかと、もしお考えがあれば。

山添委員 基本計画では2の から までありますね。その後に として入れると。要するに子育て支援というか、若者のまち、 から までの次に を入れて若者支援にすると。

成富会長代理 個別目標で。

山添委員 そうそう。下の から までありますよね。その にそれを入れると。そしてこっちは完全に学校教育だけにすると、こういうふうにしたらどうかと思うんです。

成富会長代理 一応そういうご意見なんです、これに関連してほかの方、骨子案について、あるいは今のご意見について何かご意見があればお聞かせください。

安田委員、お願いします。

安田委員 安田です。今、おっしゃった部分は大枠では大賛成なものなんですけども、特に教育の原点というのは家庭教育だと私は思うんで、そういう意味で家庭教育を別立て

にするということは大変重要なことじゃないかなと思います。昨今の家庭の教育力というのが低下しているということも、これも事実ですし、その原点から出発して学校教育、そして生涯教育の部分につながっている部分だと思いますので、私は今のご意見に賛成です。

成富会長代理 家庭教育も柱立てし、それは基本施策レベルで、家庭教育とは別に施策にするということですか。

安田委員 できれば家庭教育というものをもう少し鮮明に出していく考え方がいいんじゃないかなと。

成富会長代理 ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、高山さん、お願いします。

高山委員 高山でございます。今の意見にそんなに反対するわけではないんですけれども、若者に対する応援ということに関しましては、先ほど学校教育の中に高校の教育というところまでを入れてもらえると、若者はそれ以外でということで考えていただければうまく流れがあるかなという気がしますが、この問題で、区民会議の第1分科会で話されたときには、あまり小・中が中心になる話が多かったものですから、その上の時期で社会に出てくる人たちに対する議論というのは確かに少なかったような感じがしておりまして、教育ということに関しまして学校教育の中にも高校ぐらいまでのものを含めて考えていただけるような内容を入れていただけるならば今ので全く賛成でございます。

成富会長代理 ほかにいかがでしょうか。

沢田さん、お願いします。

沢田委員 若者をどういうふうにとらえるかというのがあると思うんですけれども、今おっしゃったように高校生とか、大学生、もしくは20代、30代ぐらいまでを青年というくくりで考えると、いわゆる教育の面だけではなく、就職とか含めて自立して社会人として地域の中で活動し、また働きというところまでサポートしていくような体制というのは必要だと思うんですね。

それと教育だけじゃなくて、例えば若者が集まれるような居場所づくりであったりとか、就労のためのいろんな研修とか、就労のための相談体制とか、そういうものも含めてトータルで若者をサポートしていけるようなという項目があればいいと思うんですけれど。今だとこれが 3の で少しだけあるという感じで見えるんですけれども。できれば1つ項目としてきちんと位置づけた方がいいと思うんですね。

そうすると2の「子どもの育ち・自立」というところで若者をくくるというと、ほかの

項目と比べてちょっとまた違った感じがするんですけども。「生きる力を育む」というところの方がむしろ若者ということで考えたときに、トータルで見たときには項目としてはふさわしいんじゃないかなという感想を私は持ちますが、いかがでしょうか。

成富会長代理　ありがとうございます。いかがでしょうか。

いろいろ意見があたりだと思んですが、ちょっと起草部会でも議論し、この骨子案をつくった発想というか、どういう意味でつくったかということなんですけど、1つは学校教育という考え方が正しいというか、そういうことが今社会で重要だという意味ではもちろんそうだし、だれも異論がないと思うんですね。一番の関心事だと思うんです。自治体の基本構想、基本計画は具体的な施策を立ててやれることをやっていくというか、やるべきであり、やれることをやっていくというのが施策なので、そのレベルで考えたときに、学校教育に関して、教育の内容とか、今ゆとり教育に対して学力重視教育とか、教育の内容についての議論がどこまでできるのか。これまでの基本構想なんか見ても、そういう教育内容については、あまり項目としても立てていないというのは何か理由があると思うんですね。ほかの自治体を見ても、学校教育について前面に出した施策が、果たしてどこまで展開できるのかという、審議会でも先ほどいろいろ議論がありましたけど、自治体でできる範囲の施策を立てていくということが1つあるのかなということがありました。

それと学校教育というのは例えば、分野別計画なんかで学校教育計画とか、教育計画というのはいないんですね。福祉とか、まちづくりとかさまざまな30幾つの分野別計画あるんですけど、なぜかこのいろんな国の制度とかの絡みだと思うんですけど、分野別計画として自治体で教育計画というのを立てていないんじゃないかと思うんです。自治体ではどの範囲まで学校教育というものに限定して施策が立てられるのか。ちょっとそこら辺が判断できなかったこともあります。

それと、この場合、考え方としてはもちろん学校教育、学校にかかわるさまざまな地域社会とのかかわりとか、重要な部分がたくさんありますので、その範囲のことは区民会議提言でもさまざま出ておりますので、それを入れていくようなものにしたい。

それともう一つ、若者支援に関しては、幾つか区民会議提言でも出ているんですけども、これも具体的施策として例えば、ニートの対策であるとか、一般的な社会参加の機会づくりとか、アイデアは幾つかあるんですけど、必ずしも十分若者施策と言えるものが、つまり大きい目標を立てるだけの施策が出てきていないという、ですからそこら辺が区民会議提言でも、その範囲の中だけで議論するわけじゃないんですけど、今のところそのア

アイデアが多様な施策を展開というところになるのかどうかということが1つあります。

個別目標の立て方というのはいろいろな考え方があると思うんですけど、あるべき姿として描いて、あるべき姿として描いたものに対して何ができるかというのは基本施策ですので、その兼ね合いで決めていけばいいと思うんですけど、あるべき姿というのだけ描いても、具体的に何を施策として展開するのかということセットで考えていかないと考えにくいんだと。実際に理念は幾ら書けても、じゃあ何をするのかということなんです。ちょっとそこら辺で悩んだところなんです。ですから、そういうところを踏まえて、個別目標はなるべくこれも重要、これも重要と言っていけばどんどんふやすことはできますけど、そうすると一個一個が個別目標であり施策であるみたいになりかねないので、この章の場合には、そういう人の育ちというものを区切りで考えていこう。とりあえずそういう発想でございませう。

ちょっと起草部会でも、必ずしもこの部分は十分議論したわけじゃないんですけど、まとめしていく段階での考え方、その1つをご紹介します。

学校教育が1つ、これは僕の疑問というか、教えていただきたいんですけど、自治体でどの範囲のものを指すのか、例えば学校教育の内容なんでしょうか、あるいはそういう人の問題というか、教員とか、学校の制度、仕組みの問題もあるし、どの範囲のものを入れていくようなものになるのかということちょっと、むしろ教えていただきたいということなんです。

安田委員 安田です。内容もシステムも両方だと私は思うんですね。現在の内容、例えば地域の連携をどのように開かれた学校とここにも出ていますが、そういうシステムもやはり重要ですし、また内容というのもしっかりに国、または教育の部分で明示はされていますけども、やはりその地域の歴史とか文化とか、そういうものももう少し小さい時分から、エリアの中での教育をキャリアの中に入れ込んでいくというのもぜひ今後考えていくべきじゃないかなと思っております。

成富会長代理 一応基本施策は箇条書き的なので非常に内容がないようなんですけど、一応そういったことを盛り込めるように、盛り込む分として考えて、地域に開かれたとか、その地域に根ざしたという言い方は、この表現では出ていませんから。そこら辺でこの基本施策レベルでしっかり位置づけようということではあったんです。

山添委員、お願いいたします。

山添委員 新宿区の基本構想ですから、新宿区の行政が手が届くところまでというこ



とが絶対に基本だろうと思います。と考えると義務教育年齢までを教育という観点で考える。それ以後のさっきは高校生というお話がありましたよね。その問題は生涯学習の問題だったかどうか。別の部分で教育的見地をもって対応していく。これは大事だと思うんですね。ただ学校教育といったら義務教育までだろうと思うんですね。ですから、僕が想像していることは義務教育年齢までの学校教育を考える。そういうことを想定して今お話をしたんです。

成富会長代理　　今、内容的なことはどうでしょうか。内容というのは例えば学校教育の内容とか、教員の問題とか出ましたよね。そこら辺のことをそれを抜きにするとあまり地域との関係ぐらいしかなくなってしまうのかなと思ひまして、どこまで踏み込めるのかというあたりでよくわからない。

沢田委員　　ある決められた範囲でやらなければならない義務教育などありますけれども、ただそれでもその内容的にかなり自治体レベルで工夫して充実できることというのはたくさんあって、今おっしゃった人の問題もそうだと思うんですね。基準があって、最低それだけの人がいるわけなんですけれども、プラス加配という形で今も確かな学力推進委員とか、区が独自で各学校に教員を配置して、それが大きな役割を果たしているということがありますので、そういうことはぜひ打ち出していくべきだし、それから区民会議の提言の中にも非常に強く出されていまして学校図書館に人を配置するということなんです。あれなんかも自治体独自の予算で充実できることなので、そういうことは提言でもあったわけですが、それを具体化していくというのは、それも大事だと思います。

現在の基本構想の中でも、「学習・教育環境の充実」とか「開かれた学校づくり」というあたりが、いわゆる学校教育に該当する部分だと思うんですけれども、それに対応した、その基本計画の中ではやはり学校教育に関する部分というのは結構ありまして、「家庭と地域と学校との連携」から始まって、「学校教育そのものの充実」とか、あと地域との関係とか、学校開放なんかは地域とのかかわりが出てくるんですけれども、そういう形で施策もかなり体系化されて学校教育の問題を取り上げているので、今度の新しい基本構想、基本計画でも、もっとさらにそれを充実した形で位置づけていくのが私はいいいと思います。

成富会長代理　　じゃあ、津吹さんお願いします。

津吹委員　　津吹でございます。私も今学校で実際にPTA活動、評議員活動をしています。その中で一番すぐやらなければいけないのはシステムづくり。先ほど委員がおっしゃったように教職員の問題ですとか、あと地域がバックアップする、地域が入り込んで

いくのではなくて、開かれた学校教育、当然必要なですけども、単に開いて勝手なことを言っていくようなシステムづくりをしてしまうと、まさに学校は混乱してしまうと思います。逆に学校に対してどういうバックアップ体制ができるのか。そういう支援づくりの体制をつくっていただくことが、やはり大事でございます。あまり言うだけ言って、言いつ放しというのは、今のPTA活動自身が、親自身がそういう組織、そういう状況にあるものですから、学校に対して言いつ放し、今問題になっている責任の投げっ放し、自分たちは何をやるのか。PTA活動をやっても参加していただけるのが50%なんていうのは本当にあり得ない。20～30%の参加率ですとか、運動会とかになると一番いい席を取りたいとか、そんな本当にくだらない競争だけで、じゃあ本当に学校が困っているときに何をやるんですか。やってくれるんですかというときになかなか手を伸ばしていただけないのが現状です。そういうシステムの中の教育カリキュラムまで突っ込んだ議論をしてしまうと、余計、学校が動きにくくなる部分が多くなると思いますので、そういった教育内容まで逆に踏み込まないで、システムづくりを100%バックアップできるような体制づくり、それが一番かと思います。

成富会長代理 はい、どうぞ。

山添委員 僕はそのご意見に大賛成だね。あまり食い込んでしまっちはいかんと思うんですね。ですから新宿の学校教育が何をめざすのか。どういう形にしたいのか。さっき教員というお話があったけど、例えば「確かな学力をつけるような教育を推進する」と項目を決めれば当然そこには教員の問題も入ってきますよね。ただここでは教員のことはいわない。要するに「確かな学力をつくる教育を推進する」という項目だけにとどめるとというのが僕はいいと思うんで、おっしゃるとおりの意見だと思いますけどね。

以上です。

成富会長代理 ほかにどうでしょうか。ほかの委員で。おぐら委員の方から。

おぐら委員 おぐらでございます。やはり区として考えるとどうしても中学までとなってしまうということで、今開かれた学校づくりとおっしゃっていただいたように地域でバックアップすると、ここに「コミュニティ・スクール」と書いてありますけれども、このコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度、これに向けてやっていくのか。これは開かれた学校づくりの中で非常に大切な問題だと思うんですけども、ただ一步踏み込んだ形で学校評議員の制度とは違って、その協議会では例えば先生方の人事にまで立ち入ることができる。その辺がどういうふうに扱っていくのか。その辺もやはり考えてい

く必要があるのかなと思っております。

それともう一点ちょっと違うことなんですけれども、先ほど高山委員おっしゃったように、私も中学までと申し上げましたけれども、高校からいわゆる未成年の子どもたちはどうやって対応していくか。ここでは「次代を担う若者への支援」ということで、「社会的自立の支援」、ここに当てはまることだと思うんですけれども、新宿区としては今、地区の青少年育成委員会というのを10地区で立ち上げてやっておりますけれども、これもどうしても20歳までなんです、中学までとまってしまっていると。その間をどういうふうにするかということも少し盛り込んでいくべきではないかと思っております。

その地区の育成委員会というのは最初は地区の青少年対策委員会というところから始まりまして、対策ではないということで名前も変わったわけなんですけれども、扱っている部署も最初は総務の男女共同参画のところから扱って、これから今、子ども家庭課、福祉の方に移ったと。あまり私から思うと重要視されていないのか。きちっとどこでどういうことを取り扱うのかをしっかりと決めていくべきではないかと思っております。

その辺を盛り込んでいただきたいと思います。

成富会長代理　　じゃあ、三田さんお願いします。

三田委員　　私はこの分野は素人なんです、教育委員会の問題で、皆様のご意見を伺っていきたく。独立行政委員会という形で教育の中立性を維持するために教育委員会があるんだけど、逆に今は逆機能みたいな形でいろんな問題が出てきています、教育委員会に。ですけども、そうすると教育ソフトに関する問題等に関して教育委員会の人たちは非常に一種の独立性を持って議論されたきた。しかし、今、皆様方の話を聞いてそうじゃなくて、総合行政として首長部局の行政と学校教育、教育委員会が中心になっていくと。学校教育とは総合的な教育体制、まさに協働と参画で相互の連携の中で子どもを育むという流れを新しくつくっていく必要があるんじゃないか。その相互の守備範囲の問題、協働関係のあり方ということがもう少し論じられるべじゃないかと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

成富会長代理　　安田委員、お願いいたします。

安田委員　　安田です。まさに私もそういうイメージで、例えば先ほど文部科学省が提唱されております本来のコミュニティ・スクールという部分と、ここで言う言葉のコミュニティ・スクールというのはどう違うのかという質問を過去にこの場でもさせていただきました。そのときに国で進めているコミュニティ・スクールというイメージではないよう

なニュアンスをあのとき説明を受けたんです。と申しますと、今、三田委員から出されました、ああいういわゆる教育行政にいかに関与の住民も含めて、子どもにとってどういういい方向でいくかということが協働の場、また参画の場があってもいいじゃないかと。その中の1つとして地域の、例えば地区協議会の中で、10地区の協議会の意見書をご覧になりますとほとんどが地域の文化、そして歴史というものを残していかなくちゃいけない。こういうことは共通した条項なんですね。そういうこと1つにしましても、地域、地域の特性があると思うんです。例えば学校の歴史もあるし、文化もあるし、そういったことをどこでどうするんだということは、今まであまり学校教育ではなされていないような気がしてならないんです。ですから、そういうことも含めまして、もう少し地域の部分、エリアの部分の中でそういうことを一部、参画するという部分が出るのじゃないかなという気もしますので、そういうところで地域の連携というのが必要になってくるんじゃないかなと。

もう一つ、私、直接、下校パトロールを毎日やっています。その中でも先ほどPTA云々と、地域の子どものを守る会というのが1つありまして、それはPTAと地域と学校と三位一体の協議会があるんですが、本当にそれが議論されますと、みんな壁をつくっているんです。PTAはPTAの壁があるし、学校は学校の壁がある。地域は地域の壁を持っている。この部分をどのように最終的な子どもに対してどうかという視点をもう少しやはり進めるといものが、1つの開かれた学校の部分の意味もあるんじゃないかなと思っています。

成富会長代理　先ほど、教育委員会について何か質問みたいな形で出されたので何かございます。

安田委員　私は、教育機関に対しては、あまり詳しくはわかりませんが、イメージとして例えば構成メンバーもほぼ過去の教育関係者が7割ぐらいの構成を占めているとか、そういう中立的な部分の中で、果たして公正が守れるのかどうかという部分、それは最終的には行政の長が任命する部分もあるでしょうし、もっと歴史をたどれば、やはりそれは地域が選んだ教育委員長であったかもしれません。ですから、そういうことも含めてもう少し教育委員会というものが見えないような感じがしてならないんです。ですからそれも含めての教育行政をもう少し開かれていくシステムがあってもいい。そこには地域の住民の参画というものをもう少し進めるべきじゃないかと思えます。

成富会長代理　津吹さん、お願いします。

津吹委員 その教育委員会についてのご質問について若干このところ変わってきているのかなと。教育委員会と生涯学習センター、2つに分かれた関係で指示系統が2つに分かれてしまって、現場である学校は混乱していると。言い方は失礼ですけども、ちょっと迷惑していると。同じ教育委員会の系列であれば学校があって、PTAがあって、一緒に何かやりましょうなんですけれども、そうじゃなくていきなり学習のあれが、例えば校庭開放なんかで直結になってしまう。要は考え方が変わってしまうと学校のPTAの下ではなくて、PTAと並列だよという議論まで出てしましまして、なかなか活用しにくくなっているとか、そういう弊害が若干出てきているのかなと。昔で言う教育委員会と感覚が違うのかなという気がしております。

成富会長代理 あまりうまく機能しなくなっているということですか。

津吹委員 そこまではそういう意味ではないですけど、その辺が分散してしまうと、やはり指示系統が、頭が変わってしまうわけじゃないですか。こちらの指示系統とこちらの指示系統ちょっとニュアンスが違ってみたりとか、そうすると先ほどおぐら委員から話があったように、地域の育成会というものが中心になるのか。これから3事業の統廃合ですとか、そういったことをするときどこが中心になってやっていくのか。学校なのか、そうじゃなくて地域なのか。育成会もそうなんですけども、当然先ほど育成会さんが生涯学習まで全部やっていく、それが基本的な考え方だと思うんですけども、現実的には幼・小ぐらいですよ。中学生になってしまうと、どちらかという部活が中心になると地域の今度スポーツ協議会の方が中心になってしまう。そうすると所管というか、一緒に組む相手が変わってきてしまう。そこを無理やりくっつけようとする、どうしてもやるのが違いますから、一緒にやると言われても難しいところですね。

成富会長代理 ありがとうございます。

じゃあ、野尻さん、お願いいたします。

野尻委員 子どもの育ちには、やはり学校と家庭と教育の提携の中でということはおもう既に以前から言われていることですけども、学校教育が先ほど三田委員のお話のように、もう相互の連携の中で育んでいくということが定着しておりますので、そういたしますと当然、教育委員会もその方向で進めていただかないと対等にならないと思います。

この個別目標ですね。先ほどのお話で、3の「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」を教育ということでとらえようということには賛成でございます、そこに学校教育が目標としている、例えば「たくましく生きる力を育む」とか、「心豊かな子

に育てる」とか、そういうような学校の目標を少しこの中に入れていただくとより具体的になるかなと思います。

その目標の中には、今、国際理解、国際社会の中で生きる力を育むような、少し国際的な世界に目を広げたような文言、そういうところも子育ての中に、教育の中でも結構ですけども、少し入れていった方がよしいんではないかと思います。

成富会長代理　ありがとうございます。いろいろご意見が出て、1つは文言というか表現の問題、どういう言葉でそれを表現していくか。そこによって強調点が変わってくるということで、どういう言葉を使ったらいいかというレベルがあると思います。それともう一つは、施策とかそういったレベルで具体的に何が考えられるのかという、目標を掲げることはどんどん掲げられるというか、そうでもないですけど、ある程度できるとしてもそれを施策にどう関連させるのかというあたりが最終的な判断になると思うんですが、いろいろ出てきて教育委員会のあり方そのものをここで今回の計画で議論するということは、それをやると終わらなくなるというか、昔は教育委員長公選制とか、そんな議論もありましてやったところもあるみたいですけども、戦前戦後すぐはそうだったんですけども、それも随分変わって、まさに行政機関化してきたと。でも一方、教育委員というのもいらっしゃるわけですから、制度や仕組みの問題になるとかなり大きくなるので、そういったものをうまく機能してほしいということは当然あるし、今お話伺っているだけでもこれは相当1つの時間をかけた議論になるかなという気がしてきたんですが、この個別目標をいじるというよりも、基本施策のレベルをもうちょっとはっきりさせていくというか、もっと学校教育とかいう言葉、文言も基本施策の中に入れていく。

先ほどコミュニティ・スクールという話が出て、これ使ってしまっているんですけど、いわゆるコミュニティ・スクールという国の施策もありますが、学校施設を地域に開放するというか、そういった意味でのコミュニティ・スクールという言い方が日本では結構使われていて、アメリカなんかですと、地域が学校を運営しているわけで、日本でもかつてはそうでしたよね。学校財産というのを持って、山を登ってその木を切って学校をつくったりという時代もあって、学校が財産を持って学校自体を運営していくというか、そういった時代というか、地域によってはそれがコミュニティ・スクールなんで、そこら辺が日本で言うと大体は学校施設などを地域に開放して交流していくような感じが多いと思うんですが、学校でやっている中身に、そのものにまでどこまで地域が、あるいはPTAでもいいんですけど、育成会とか地域の組織がどこまで学級内容に、かかっているのか。

先ほど、地域の伝統文化というのは、ゆとり教育ということで非常に問題になってきましたけど、総合学習とか、そういった中では非常に地域との交流はものすごく格段にふえたはずですよ。結局地域の方をいろいろ紹介してもらって、例えば社会福祉協議会なんかものすごい要望が来て、学校とのつながりがふえたという話は聞きました。そういった形のものをもうちょっと工夫していくということなのかなとは受けとめたんですが。学校で教える中身についてということとはあまりどうなのか。そこがわからないんですけど。カリキュラムというか、新学習指導要領に基づく教育課程の実施とかいう前回の基本構想には主なものが入っているんですが、具体的にそれがどういう形になるのか。

安田委員　私は日ごろから教育問題というものは詳しくないんですが興味ありまして、その中で特にこの場でも以前お話をさせていただいたものは日本の医療が患者から医者と2人のステージからだんだんチームワーク、いわゆるチーム医療に変化してきたわけです。これは時代の背景もあるわけですが。看護師も薬剤師も検査士も全部そういうチームを組みながら、それと同じようにチーム教育という考え方もあっていいんじゃないかなと。先ほど教育委員会もそうですし、地域もそうです。学校もPTAもすべてのものがチームという部分の連携をとりながら、だれに視点を当てるか、これは決まっているわけですね。子どもですよ。生徒です。そういう視点においてどうしていくか。このチーム教育力を高めるといことは、私は必要じゃないかなと日ごろから思っています。

その中で、役割分担が当然出てくるわけですね。例えば、この地域の歴史について新しい先生はあまり詳しくないとすれば地元の適任者の方がいれば、そういう人に一部先生が地域の人に話を聞くというの、これもある時間にそういう話をしてもらおうということも、直接でもいいし、間接的でもいいです。こういう連携というものがチーム教育という部分でイメージを私は持っています。

成富会長代理　津吹さん、お願いします。

津吹委員　今の安田委員のお話ですと、私ども箆笥地域の小・中学校ではもう既に実施されております。私も既にことしなんですけれども講師を務めさせていただいて地域のお祭りがどれだけ子どもたちを育てていきたいのかというお話をしてほしいとか、私ども学校ですと学校ができた当時のお話を先輩たちに話していただいたりとか、同窓会のメンバーが講師を務めさせていただいて年に1、2回授業をさせていただいたりとかということで、結構うちの地域ではいろいろなことが行われております。ただそこに一番のひずみは先生が少なすぎて、いわば1担任制ですからそこにさっき沢田委員からTTのお話が

出たんですけれども、TTも私も530名の子どもに対して1人だけ。ですからそれでは足りないからぜひふやしてほしいと、予算的な配分の問題があるということでどうしても障害になってしまう。そこにはやはり人間的な余裕を学校側が持たないと、幾らいい、そういった地域の特色を云々といっても、結局無理なんですよね。ですから、そこでうまく地域の住民、我々を使っていただいてうまく学校教育に取り入れていただく、それが特に今度、自由制になった関係で、1コマの時間が変えられるようになった関係で、校長先生がご配慮されれば幾らでもできるようになりましたし、実際にやっている学校があるので、あとは人員の余裕を持ってあげてほしいというのが私の願いでございます。

成富会長代理　何か自分の感想を言って申しわけないんですけど、最近、鶴巻小学校に行ったら、随分昔と全然違っていつの話をしているんだと言われるかもしれないけど、オープンスペースというか、もういろんなことができるスペースになっていますね。それで、壁とかそういうもので仕切らずに、なるべくオープン化して行って授業ごとに移動したり、その学校では校長先生が意欲的で地域の方に来るだけではなくて交流できるような、生徒にいろんなものを与えてくれるようなことをやりたいということを盛んに言われて、そういうお話を伺ったんですけど。

それから、チームティーチングか、そういったものも昔なかったけども、もうごく普通に数は非常に少ないとは言え、いろんな形で活用されているという話も随分変わってきた点だし、それからスクールコーディネーターとかも、やられている方は結構大変ですけど、導入されている。ですからいろんな芽は出てきているのか。ここで今、強調されたのは連携ということですか。もっとそれを積極的に打ち出すべきだと。表現がちょっと確かに連携ということがあまり強調されていないかなと思うので、そこら辺をはっきりさせていくということが出た意見をあえてまとめれば、そういうところが1つ強調点かなと。だから教育委員会、行政も含めてなんですけど、連携というものをもうちょっとはっきりさせていこうということはよろしいですかね。どういう形で表現を変えるか、ちょっとわからないんですけど、その辺は特に異論はないと思いますので。

1つ今出た、学校図書館とかそういったことも個別的な項目としてはっきり入れるということでしょうか。図書館そのものは後の方で出てくるんですけれども、学校図書館とは限定していないので、それをもうちょっとはっきりさせた方がいいということでしょうか。

沢田委員　学校図書館の充実については、3の「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」というところの中で、基本施策、区民会議の提言としてそこに分類



をされて掲載されていますけれども、だからさらに項目としてイメージしていくべきだと。これは区民会議の中でも相当強い意見として出たと思うので、私はそのように思います。

成富会長代理 1つは大きい問題というか、先ほど高山委員から、高等教育段階、学校そのものは自治体の管轄では基本的にはないと思うんですが、区立の高校があるわけではないとすれば、養護学校くらいですか。学校そのものは管轄、養護学校も違う。そうすると、その段階の子どもたちに対する施策というか、これをどうするか。今回の骨子案では「次代を担う若者への応援」としか書いていないですが、基本的にはこの部分だけということなんですが、この辺をどうするのか。先ほど管轄が教育から児童福祉の方に変わるとありまして、これはまさに縦割りでは対応できないというか、ニートの問題だけが青少年問題ではないと思いますが、例えば自立問題1つとっても、とても教育現場だけでは対応できないし、労働政策的な意味もあるし、福祉の問題でもあるということでやっぱり連携かなと思うんですが、これの扱いはどうしたらいいか。項目を立てるという意見もございましたが、そこまで立てられるのかということと、位置づけをどうするのか。そういう教育という範囲ではないとすれば何なのかということなんです。

この骨子案では少し大きくとらえて、学校教育も含めた子どもの育ち等、特に自立に向けた育ちという意味で、この を設けたんですが、当然それは青少年というか、高校ぐらいまでの子どもたちのこともカバーする、その年代の子どもをカバーしてと考えたんですが、そうでないとすればどういう位置づけにしたらいいのか。あるいは教育でないとすれば、どういう分野で扱えるのか。そこら辺を何かもし教えていただくというか、ご意見があれば。

山添委員 先ほど申し上げて繰り返すことになるんだけど、要するにその最初の2の方です。個別目標2の方で までで「子どもの安全と子育て支援の関係をつくる」で終わっているわけですがけれども、ここは子どもの育ち、子育て支援ということから考えて、僕はこっちに入れるべきだと思うんです。もう一つは自立という言葉が使われている。これに「若者の社会的自立の支援」と書いてある。となると学校教育じゃないでしょうね、完全に。だからそう考えると、僕はその育ちの方の部類にしっかり入れて、そしてみんなで応援していくという形にして、学校教育と離すべきだろうと思います。

だから、2の にされたらいいんじゃないかと。3の方の になっているのは外すと。ここは3の方はすべて 、 、 。それともすべて学校教育にかかわるものにしたらどうかなと思うんです。僕の案としては、前の2の方に、2の として入れるべきだと思います。

す。

成富会長代理 わかりました。はい、どうぞ。

津吹委員 逆に私は後ろの4の「生涯にわたって学び、自ら高められるまち」、要は生涯学習の方に入れてもいいのではないかなと。委員がおっしゃるとおり高校生になると都立学校の所管になりますから、ましてや新宿区の学校に行くよりも、ほかの区の学校に行くことの方が多くなると思います。その中で無理やりその範囲を入れてしまうのもどうかというのがありますので、長い目で見たら生涯学習、先ほどの自立支援というのは私も中学の会長をやっているときに中学生に対して職業訓練ですとか、もう大分やっけてきているわけですから、そこである程度自立支援の過程も始まっているかなと。あえて高校生になったから自立支援ではなくて、そこは生涯学習としてこれから高校生として大学生として大人としてどう学んで、どう生きていくかということでもくくってもいいのかなと思います。

成富会長代理 それぞれ感じ方はあるし、なるほどなと僕は思ってしまうんですけど。高山さんどうですか。区民会議の方での議論か何か。

高山委員 先ほどもちょっと申し上げましたとおり、区民会議でも基本的に学校教育、小学校、中学校が中心ということで話が進みました。ただそれを進めているところから出てきたのが、その上の段階のところはいいのかという話になりまして、こういう形でいわゆる確かに山添委員がおっしゃるとおり、高校の教育の中に立ち入るということではないんですけども、高校生が育っていく上では、やっぱり教育環境という言葉がちょっと適切かどうかわかりませんが、そういうものに何か区ができるようなことをすべきじゃないかという積極的にその辺に、高校へ区が出ていくということはなかなか難しい状態なのかもしれませんけども、出ていけるようなところがあれば、そういうところへ出て行って、やはり義務教育をすぎた後の高校生、あるいはせっかく大学も出ましたけれども、そのようなところでも地域からの、区からのというようなものが発信ができてもいいんじゃないかというようなことで意見が出てまいりまして、それがやはりできればそういう形で扱っていただけるとありがたいと考えております。

成富会長代理 ありがとうございます。青少年という部分もなかなかこういう審議会なんかでも代弁する声なかなか出てきにくいというか、そういったところがあるのかなと僕は感じてはおりますが。例えば児童館なんかでも高校生が随分受け入れしている児童館もふえているんでしょうか、よくわかりませんが、来て困っているところから積

極的に対応しているとか、結構そういう問題がありますし、今、地域で子ども会とかもほとんど機能していない。昔はジュニアリーダーとか、先輩が来ていろんなことをやってくれたりという場もなくなっているのかなと。ですから、この辺は非常に重要かなと思うんですが、位置づけとしてはいろいろ考え方があるということで、ここでちょっとまとめ切れませんので、一応それぞれの案を整理して、検討するというところでよろしいでしょうか。趣旨をいかしていくというか。

山添委員 区民提言の中で言われていることはかなり広いんだよね。ニート対策まで入っているわけで、高校生の話から。非常に難しい問題だなという気はするんです。

高山委員 第1分科会というところで話をしたんですけれども、そのときに教育と青少年のところまでという範囲になっていたんですね。それでニート対策まで入ってということで議論がなされていたので、その辺のところもちょっとひっかかってくるんですけれども、そういうことで青少年というのでしょうか、社会人になる一歩手前までみたいな形で話が進んでおりました。そういう扱いになったと思うんですけど。

成富会長代理 あと全然出ていない話を申しますと恐縮なんですけど、例えば学校選択制というのは実施されているし、いろんな問題も含めていろいろあると思うんですが、地域とのかかわりということを強調していくと、ある意味で学校選択制とうまく調和するのかがどうか。これは議論が出ていないから、何も持ち出す必要はないのかもしれないけど、ちょっとそこら辺が、もし聞かれたときに説明する方法はあるのかということなんです。

津吹さん、お願いいたします。

津吹委員 今、おっしゃっていただいたとおり、今まで育成会もすべてエリア単位だったんですけども、それは学校自由選択制になって、エリアがなくなってしまったんですね。ですから、じゃあそのエリア外に行っているお子さんたちをどこのエリアでつかまえるんだということが今、育成会も含めて我々の学校のPTA側とも話が出ているところなんですけども。非常に複雑になって難しくなりました。かつ品川区で失敗例が出て、廃校に追い込まれる、学生がいなくなってしまう。新宿区も当然ながら各学校が努力をしなければ、そういう現象も起きるだろうと。逆にそういう学校が出て私はいいいのかなと。そのかわり変な無理やり、数合わせの統廃合の小・中の今統廃合進んでいますけども、やるよりも本当にそこに魅力がなくなって、生徒が減ったのであればそこはなくす。逆にちゃんと生徒がいるのであれば、無理な数合わせの統廃合はやめるというようなのははっきりとした姿勢を持ってもいいのかなと思っております。

成富会長代理 沢田さんお願いいたします。

沢田委員 全体で議論したときには選択制の問題については意見を申し上げたつもりなんですけれども。やはり地域との連携とか、コミュニティということ言えば言うほど、選択制というのが矛盾してきていて、あと学校の登下校の子どもの安全の問題からいっても、非常にその辺の心配がふえてきているので、私は選択制についてはきちんと見直しをして、区民会議の提言のとおりなんですけれども、見直しをして、今は中学校は全域オープンになっていて、小学校は隣接の学校は選べるというふうになっているんですけれども、話をするべきだと思うんですね。

先ほど成富部会長がおっしゃったような余裕教室があってという学校はむしろ子どもが少ない学校なんでそれができるんですけれども、逆に選択で選ばれてしまって、いっぱい子どもが来ているところでは抽せんになってしまったりとか、教室もいっぱいいっぱい使っていて、あるところでは、これじゃ特別教室つぶさないとだめだなというようなところだとか、あといっぱいいっぴいでスタートしてしまうと、40人ぎりぎりです。そうすると年度の途中でその学区域に住んでいる子が編入してきて住んでいるということになると、拒否できませんから、22人学級とか23人学級とか、そういうことも起きてしまうというような、いろんな矛盾が出てきていると思うんですね。

この提言書の中にも、「小学校を核とした子どもとコミュニティの場所づくり」というのもあるように、やはり小学校とか中学校単位でまちの中というのは、ずっとこれまでコミュニティがつくられてきたと思うんです。そういう意味で言っても、やはり選択制については私はきちんと見直しを行うべきだと思います。

成富会長代理 すみません。意見を言われていたというのをすっかり忘れてしまいました。申しわけございません。

じゃあ、野尻さん。

野尻委員 学校選択制のことについてですけれども、「多文化共生のまち新宿」と言いますから、子どものころから異文化に触れるという機会がたくさんあるわけなんです。特に小学校では例えばはっきり申し上げて大久保小学校に入れば、いろいろ経験ができるというところを保護者の方は拒否して、学校選択制によってほかの学校にどんどん移ってしまう。今、外国籍のお子さんとかが多いんですね。校長先生、大変な努力をしてくださいます。地域の方も努力していただいています。そういう大変偏った、新宿区全体の中では偏った教育、いい意味も悪い意味もありますけれども、そういう弊害がございますので、

ぜひ学校選択制を見直してほしいと思います。

成富会長代理 山下さん、すみません。先にどうぞ。

山下委員 今、選択制の話が出たんですけど、そのほかに選択以前に私立校に通っている子どもたちというのが小学生でたしか1割ぐらいです。中学生で全体の3割です。この子どもたちに対する実際のサポートというのはほとんどないという状態だと思います。これもたまたま区民の声委員会の方で安全・安心のところのネットワークの話が出て、例えば区立の子たちに対しては、いろんな情報提供からサポートがあるんですが、私立に通っている子どもたちに対しては、防犯ブザーでしたか、あれを欲しい子にはあげるよと言って、それも配ったのが非常にわずかしかなくて、実質的に配れていないのに等しいということがわかったんですけど。あの子どもたちは一体どうなっているんだろうというのがありまして、ですからその辺のバランスも含めて問題を考えていかないといけないと。

成富会長代理 それをどこで居住地の把握をするのか、学校がある場所でやるのかとか、問題も僕もちょっと思いがあれですが、高山さん、すみません。お願いします。

高山委員 すみません、ちょっともとへ戻ってしまって。先ほど、沢田委員の方から言っていただきましたように、第1分科会の方の教育のところでも話し合った、ああいうものの書き方になってしまったんですけども、実際に今、野尻さんの方からの話がありましてとおり、選択制についてはいろいろと始まってそんなに時間もたっていない。確かに失敗した現状もあるようなところだったんですけども、多少、それをやることによって逆に地域がほかのところへ子どもをとられてしまうような現象が出て、地域崩壊につながるのではないかというような話が出ました、ということでそちらのような表現の仕方になったんですけども、常にやはりいろんな組織もそうですけれども、現状に合ったものに見直しながら考えていくべきだというふうに思っておりますので、その議論は10年先になるかもしれませんが、この状態で選択制については反対していただければということで、方向性だけ示すという形にさせていただきたいという形になっています。

山添委員 ちょっといいですか。今の1つの個別の問題で議論されているんですが、目的と手段というのを分けないといけないと思うんです。確かな学力をつけるために教員の問題が議論になったと。それから魅力ある学校づくりをやるということで選択制が始まっている。ですから、選択制が最重要じゃない。また別の方法で魅力ある学校づくりができるだろうと思うんですね。だから選択制云々という問題は、それは手段にすぎない。目的は魅力ある学校をつくることなんだ。ここで言う基本施策にはそれを入れなきゃいけない

いと思うんですね。選択制を見直すべきだなんて項目を入れるべきじゃないと思うんです。議論はいいですよ。だけでもこの基本政策の中に何を入れるかという話をされているので、手段と目的を間違うとごっちゃになってしまうというように思うんですね。

僕は「魅力ある学校づくり」とぜひここへ入れたい。その中でまた選択制の問題も3年後、4年後どうなるかわからないけれども、議論されたらいいと思うんです。

成富会長代理　ありがとうございます。先ほどどなたかが言われていたけど、僕が行った学校はまさにあまり人が数としては多くはないんですけど、逆にそれをいかに、小さいことのよさみたいな、小さいであるがこそいろんなことができるという、それをアピールしていくというようなことを言われていて、そういうのも今言われたそれぞれの条件を合わせて魅力ある学校づくりというか、そういう取り組みをされているんだなと思いました。

ちょっと気になったのは、地域づくりということを強調していくということで必ずしもそれが選択制とぶつかるものではないというような趣旨で考えておくという確認だけ。

ありがとうございます。あとこの　章全体でほかにご意見ございますか。

世継委員　ちょっと細かいことになりますが、　の3に「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育む」と書いてあります。この中で、　の2番目に、「確かな学力と地域に開かれ信頼される学校づくり」というのが入っています。やはり小・中・高とやはり人間形成上の非常に大事な子どもたちだと思うんです。したがって、確かな学力もさることながら、徳育的なものを1つ何らかの形で入れていただければと思います。徳育というのは一般的には社会常識ですね。というのはそのために学校へ行けば先生の言うことを聞かないとか、お父さんは学校の先生よりも学力が上だとか、大学がいいとか、物事の善悪、これはすべて徳育にかかわることだろうと思うんです。昔ですと修身、公民とか、非常に古い名前のものがありました。こういう徳育というのはどこにも入っていないので、どこかへ入るならばと思います。

以上でございます。

成富会長代理　ほかにかがでしょうか。

沢田さん、お願いいたします。

沢田委員　今のお話は計画とかに入れていくのはすごく難しい内容だと思うんですね。また家庭でのしつけみたいなのところも当然かかわってくるでしょうし、じゃあそこにどこまで区の計画が入り込んでいけるのかという問題にもなりますし、心の問題でもあります

し、そういうことをここに置いていくというのは非常に難しい問題じゃないかというふう  
に思いますね。

成富会長代理　　ここで確かな学力というのを強調されているようだから、それだけじゃ  
ないよという趣旨だったかと思います。表現として。

おぐら委員　　先ほどの地域に信頼される学校と選択制の問題というのがありましたけ  
れども、選択制は基本的には地域に信頼される学校かどうかというよりも、特色ある学校  
づくりができていないか。それから先ほど山添委員がおっしゃっていただいたような学校づ  
くりの問題であって、信頼されるからここに行く、信頼されていないからここに行かない  
という問題とはちょっと選択制とは食い違う点もあるのかなという気がしております。

成富会長代理　　まだ議題があるので、少しまとめの方向ですみません、野尻さん。

野尻委員　　まとめではないんですけども、「子どもの虐待防止」という項目、「子ども  
の人権尊重」ですね。そういうところにいじめ根絶という言葉が、ちょっといじめにつ  
いて入れていただければと思います。子どもの虐待とか、人権尊重とか。

成富会長代理　　当然。

野尻委員　　の2の　ですね。特別な支援を必要とする子どもや家庭の充実をし、児  
童虐待の防止、いじめ根絶と子どもの権利擁護とか。

成富会長代理　　文言のどこかにいじめという言葉をはっきり入れた方がいいという感  
じなんでしょうか。

野尻委員　　今の時代はそう思うんですけども、10年後にどうなっているか。子ども  
の虐待防止と本当に並列ぐらいの社会問題になっていますので。

成富会長代理　　じゃあ、ご意見として伺っておきます。あとよろしいですか、野尻さ  
ん。

山下さん、手が挙がっていましたね。すみません、よろしければちょっと最後というこ  
とで。

山下委員　　生涯にわたってかなりというところですけど、これが発言がいいのかどう  
かわからないのですけれども。例えば、地域の中でまちづくり活動で学校との連携を図ろ  
う。あるいはその子どもたちと連携をしようというときに、今、いろんなノウハウが普通  
のコミュニティの中だけでなく、企業とか産業の中はかなり高度な情報があって、その  
人たちとの連携で子どもたちとやりとりをしようとする、やはり教育委員会とか、学校  
とかあるいは企業色の名前が出たりとか、あるいは非常に特殊なものというのは、なかな

か受け入れがたくて、つなげないということがしょっちゅうあるんですね。今ずっと拝見しても、要は産業とか働くこととか、そことのつながりということについての技術的には弱いところなんですね。社会とのつながりというところで、その辺で産業、あるいは職業、働くという言葉が出てきていいように私は思ってるんですけども、その辺がどうか。

成富会長代理 それは生涯学習というより、子どもに対するという意味でしょうか。

山下委員 子どもから生涯学習から一連になってきますけれども。

成富会長代理 働く学習みたいな、イメージとして何となく。

山下委員 地域との連携もそうなんですけど、社会との連携という意味で、その辺が今後非常に重要になって、学校教育だけでは今社会も働くレベルとのギャップというのが広がる一方だと思うんですけど、そこをだれが埋めるのかという部分については今、空白だと思うんですね。それを埋める手だての1つは、やはり教育の場が1つある。あるいは企業側もあるんですけども。

成富会長代理 その就労教育じゃないけど、若者もあるし、高齢者の再就職というようなこともありますから。

山下委員 そういう意味では生涯教育というにはちょっと変だなと思いますけれども。

成富会長代理 教育であり福祉的な分野で実際にやられたり、高齢者就業相談とか、あるいは福祉だと思うんですけど、労働政策ではなくて、いろんな分野にまたがっている、職業学習というか、そういうようなイメージですかね。

山下委員 その辺がちょっと気になったんです。

成富会長代理 学校に企業の方もどんどん入ってくるようなイメージではないですね。大学でばんばんやっているの。

山下委員 それは違いますが、環境系だとか、具体的な事例を出そうとするとどうしても、事例というのは企業が持っていることが多くて、ということで出せない。そうするとつながらないということで、子どもたちには情報が伝わらないという形になります。何となくその辺のジレンマというのをまちづくりの活動の中では感じてしまうところなんですね。

成富会長代理 わかりました。それでは、いろいろたくさんご意見伺いまして、出た意見を整理して改めて検討するということをご了解いただければと思います。

それでは、ほかにもう一つ最初的时候に出ていたのが第 3 章にかかわりますが、その章の 2 の に「外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり」という基本施策を位置



づけております。暮らしの中に位置づけるということで、要するに新宿に居住する外国人の方々がよりよい暮らしをする、それがだれでもが暮らしやすいまちの1つの要素であるということを確認にするというような趣旨でございます、骨子案の方では。これについては、ほかにいろいろご意見も起草部会でも出ておりますので、これを1つ2つめのテーマにさせていただきたいと思っております。これに関して、ご意見ございますか。

三田委員　とりあえず、前回私と土屋さんと連名で、施策体系たき台に対する個別目標修正提案というのを提示しましたが、これは皆さんお手元にありますでしょうか。これに基づいて意見を述べさせていただきたいと思っております。A4の2枚のもので、私と土屋さんの連名で個別目標の修正提案、資料がない方どなたかお手を挙げていただきたいと思います。

これに基づいてご説明をしたいと思っております。それでは、このA4の2枚ものですが、その2枚目の方になりますが、個別目標、「外国人と日本人が共生する豊かなまちづくり」、このテーマについてご提案をしたいと思うんですが。その前に、前回ご説明して終わってしまったので、この個別目標の修正提案というのは、第6分科会が6月に最終提言書を提出した後も開いておまして、そこでの第6分科会の運営委員会、全体会での議論というのを集約する形で現在、私と土屋の2名の名前になっておりますが、合意をした上での第6分科会の総意という形でのご提案をさせていただきたいと思っております。

この「外国人と日本人が共生する豊かなまちづくり」ですが、事務局から先般お送りいただいた前回の審議会の要点メモでございますよね。Bグループで既に外国人の問題、議論されて、前回そこでの論点皆さんご覧になったと思うんですけれども、3つ大きくあると思うんです。1つは外国人との共生というのは独立した総合的な政策体系として位置づけるのか。あるいは2番目としては基本計画の中の関連する政策とばらけて位置づけるのかという議論がありました。

第2点は、この外国人との共生の問題を政策体系の個別目標の次元で扱うのか。あるいは基本施策、一番右側の基本施策のレベルで扱うのか、つまり基本目標、個別目標、基本施策という体系性の中のどこで位置づけるのかという議論が第2点としてございました。

それから第3点は、今、起草部会長の話もあったんですが、とりあえず今は第 章に位置づけられている、この外国人との共生の問題を最終的にどの政策分野、第何章をどの政策分野に位置づけるのかというのがまだいろいろ議論があると思っております。この3点です。

もう一度言いますと、総合的な政策体系として外国人との共生を考えるのか。あるいは

関連する政策を分散させるのか。2つ目が、テーマ自体、外国人との共生というテーマ自体を個別目標のレベルで扱うのか、基本施策のレベルで扱うのか。3点が外国人の共生というテーマを大體、位置づけの政策分野はどこがいいだろう。こういう3つの主要な議論、論点が議論されていたように、前回のBグループにあると思うんです。

この点を踏まえまして、今回私の方のご提案をさせていただきたいと思うんですけれども。皆さん提言書を今お持ちでしょうか。提言書の95ページ以降に外国人との共生の問題を扱っております。お持ちでしたらご覧いただきたいんですが。95ページ以降に扱っているんです。とりわけ、第6分科会としても、結論的な部分というのは99ページ以降、取り組みの方向性ということになります。

見出しだけ読んでみますけれども、取り組みの方向性の1は、「居住への総合的な対応」。2番目が、「相互理解を深める対応」。3番目が、「外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる」。次のページの4番目は、「代表者会議の設置と外国人の人権の尊重」、こういう4項目が取り組みの方向性をとってございます。実は、今回私どもが第6分科会の総意としてご提案申し上げているのは、この取り組みの方向性の4項目を基本的には基本施策として位置づけるようなご理解がいただけたらと思っております。ですので、基本施策として4項目を位置づけることができたらなど。ただ、6月以降、まだ第6分科会の議論が進んでおりましたので、若干の字句修正が基本施策の中でございましたので、今回お手元に配付しましたA4の2枚目の後ろの2枚目のところに基本施策の例示というのがございます。この4項目、「総合的な生活支援体制の確立」、「コミュニケーション支援の促進」、「地域住民としての相互理解の推進」、「外国人の区政への参画と協働」と、この4項目を基本施策に位置づけるようなご理解が得られないか。そうでございますと、この4つの基本施策を束ねる形で「外国人と日本人が共生する豊かなまちづくり」をつくらうという基本目標にいくわけですので、この「外国人と日本人が共生する豊かなまちづくり」というのを個別目標に格上げして、1つの個別目標に左側にシフトして位置づけさせていただけないかなというご提案です。

そういう基本的な枠組みを考えております。

成富会長代理 個別目標として、外国人、ここでは共生という基本施策の表現では、そういう日本人と外国人の共生みたいな表現をしておりますが、外国人に対する総合政策、そういう意味づけを持った個別目標に格上げというか、格ではないと思うんですけど、個別目標レベルにはっきり設定するというご意見がなされました。

骨子案の起草部会でいろんな議論がありました。基本的には暮らしの中に位置づけ、それから対応が必ずしも十分でないという発想で位置づけ、あと当然いろんな教育であるとか、いろんな分野でかかわってくるので、それは当然、新宿に居住する以上、地域のいろんな面にかかわりを持つはずであるから、個別施策でさっき、分散化というような言い方をされましたけど、個別施策で対応している分は当然ある。ただ、外国人に対する受け入れ相談とか、居住者の一時的な行政窓口とか、必ずしも十分でない。あるいは窓口対応とその後の総合的な対応は十分でないかということを強調した施策になっております。

この点、いかがでしょうか。今、ご意見が出ましたので、安田さん、お願いします。

安田委員 以前にもこの場で発言させていただいたことなんですけども、項目を個別目標にするということは何ら問題はないんだと思うんです。ただし、その前提というものが常にもっと議論しなくちゃならないものが私はあると思うんです。それは例えば、新宿区が全国的にも外国人の居住が多いという部分、これは事実だと思う。でも今まで本当に受け入れるものと受け入れるべきでないものとの峻別をしてきたのかという部分は、ここをもう一度ルール違反に対しては徹底して、新宿は排除していくというぐらいの勢いがないと、やっぱりいい社会のコミュニティができないんじゃないかと思うんです。だから、その辺の前提をもう少し強化しながら受け入れるべきものに対しては、もっとサポートしていくなり、一般の我々と同じような部分、さらに他の文化を受け入れながら学ぶこともあるんだと思うんですけども、どうも日常生活の中で、いろんな住民の声を聞きますと、必ずしもそうではないんです。いろんなルール違反が頻繁に起きている。それは必ずしも外国人だけじゃないけども、特に個々においてはそういう部分の感情的なものもありますので、やはりおもての受け入れの部分というのは明確なのかもしれないですけども、排除論から、この提言書にも排除論から容認論でしょうか、そういう部分で書いてありますけども、その辺の部分をもう少しはっきり打ち出すべきじゃなからうかなと思います。受け入れるものと受け入れないものの峻別というものをもう少し強化していく。

成富会長代理 野尻さん、お願いします。

野尻委員 個別目標として掲げまして、そこに基本施策としてきちんとここに取り上げることによって、それぞれのまち、また景観まちづくりルールの問題、外国人との共生のルールですね。それを個々に立ち上げていくべきだと思うんです。そういうことは今までも本当に今までの基本構想の中ではきちんと位置づけが成してなかったもので、そういうふうな偏見といたしますか、私にしてみれば偏見、そういうような形ができてきたと思う

んです。本当にともに生きる新宿にしていきたいと思いますので、先ほど三田委員のおっしゃられるとおり、きちんと受け入れる、それによってきちんとしたルールもできるということになると思います。

成富会長代理 そのルールは後でつくるといような。

野尻委員 つくっていくために方向づけになると思いますよ。それぞれ細かい部分、その地域の住民が生きていくための。ごみ出しのルールにしても、とらえてみれば日本人だったというのはよくある話なんです。

成富会長代理 ほかの方はいかがでしょうか。

じゃあ、山添さんお願いします。

山添委員 ちょっと皆さんと違うんだけど、ここで「だれもがいきいきと活躍できるまち」という個別目標がありますよね。その中に今度は基本施策を見ると、1つは「高齢者」、「障害者」、そして「だれもが」、そして「外国人」となっているわけです。ですから、新宿区に住んでいらっしゃる皆さん全部対象になっているね。その大きな目標は「だれもがいきいきと活躍できるまち」ということで、僕はこの中で、皆さんがおっしゃるようなことはよくわかるんだけどね。この順序立てを考えると、外国人も1つの項目だろうと思うんですね。あえて基本目標に、個別目標に出さなくても、十分対応できるんじゃないかなという気がするんですね。章立てがそうになってしまっているの。高齢者、障害者、だれもとなっていなければ、外国人を取り上げてもいいんだけど。

三田委員 その論点をちょっと考えてください。確かに章立てだけで言いますと、だれもがということと、暮らしということが出ています。だれもと暮らしということになれば、外国人と共生するテーマもここだなと思うんですけども、ところが逆に基本施策で見いきますと、外国人の問題と地域安全・安心を除いてしまいますと、実際は9割ぐらいはいわゆるセーフティネットの問題、社会保障が中心になっている、この記述は。ですから、ご覧のように高齢者の問題、障害者の問題、それからいわゆる地域で支え合うとなっていますが、障害者、高齢者を中心にしたセーフティネットが中心の記述かなという感じを印象として持ったものですから。こののところをご覧いただくと、新宿らしさと多様なライフスタイルというのが第 章のテーマでございますので、実は悩ましいんですけども、外国人問題、そうすると外国人も非常にセーフティネットから生活で住む問題まで非常に多様に外国人と一緒に日本人が暮らすというテーマをとらえたとなると、先ほどの新宿に外国人の比率が高いという地域特性を踏まえますと、どうも捨てがたいなと、こういうこ

とで悩んでいるんですね。とりあえず に入れてみたというのが、これが実情なんです。

ですから、皆さんのご意見伺えたらなと思います。

成富会長代理 起草部会の方でもいろいろ議論があった中で、文化交流だけで外国人を語るのはおかしいという、暮らしというか、セーフティネットは当然なんですけど、そういう部分で語るべきだろうというご意見が強かったもので、一部ではそう、暮らしということにしてもこの構成になっております。1つ個別目標に立てるかどうかという話ですが、それはやっぱり先ほど言われたとおり、ただ載せることじゃなくて、そもそもが外国人の受け入れの是非みたいな議論が一方で絶えずあるわけですね。それを自治体としてそういうご意見も出ました、総合政策を立てるべきである、受け入れ政策を立案せよみたいな、それは現状では、はっきり言えばできないであろう、無理であろう、そういう総合政策をはっきり内容込めて立てた上で、個別目標を設定することはできないということの意見が大勢だったので、1つはそれが理由です。

そのほかにも、ルールづくりという話が出たんですけど、そもそも地方参政権が今のところ外国人は認められておりません。自治体が独自にそんなことはできるという話は聞いたことがあまりないので、国の制度、国の方が方向を決めない限りできないのかなと、ちょっとそこは不勉強でわかりませんが、そういった議論も多分しなきゃいけないんだろう。だからその権利がなければ、義務ということだけ言えませんので、大きな問題としては言えば、地方参政権なんかの議論が多分どこかでなされるべきかなというような感じもしたわけですけど、そういったことも今のところありません。ですから、ここではまさにだれもが地域で生きる、ともに生きようということで、外国人というのも登録している外国人なんか、オーバーステイなんかも入れるのかという議論もありました。そこも厳密に、区別は難しいだろうと。実際の暮らしの状況に応じて対応していくというか、それしか今後とも考えられないので、こういった形になっております。ですから、個別目標を立てるというのは先ほど出たように、学校教育とか、ほかのものと比較してみれば、それと同等の位置づけで出せるかどうかみたいのところですね。そこら辺が議論になりました。

三田委員 今回の起草部会長のおっしゃるとおりの議論を踏まえた上で、私はむしろ格上げということを言ったのはなぜかということなんですけど、つまり個別目標に「外国人と日本人の共生する豊かなまちづくり」を規定することによって、基本政策が体系的に展開できるということが1つと、もう一つは、この基本施策に外国人の共生等を位置づけるというのでは個別事業がここでイメージできないんですけども、それが体系的に、つまり個

別目標に「外国人と日本人が共生する豊かなまちづくり」を位置づけて、区民提言の4つの項目を基本施策に位置づけますと、この のところ、 で展開している部分にあまりここで明示されていない具体的な施策、実はこれが区民会議だと議論されているんですが、例を挙げますと、外国人の居住に関する行政体制の総合的な整備をするとか、地域ネットワーク化を支援しようと。外国人代表者会議の設置とか、そういう具体的な外国人を支援する重点施策が体系的に丸としてきちっと位置づけられるということがございますので、その部分をご配慮いただけたらなということが1点。

もう一つ議論をされて、これはどういうふうに見えるのか。そもそも6つの分科会構成の区民会議になっておりまして、我々が委嘱を受けた段階で分かれておりまして、第6分科会に外国人、これは多文化共生と当時は言われていたんですけどね。多文化共生が第6分科会の課題と位置づけられているんです。この辺もある意味で新宿区役所としての基本的なスタンスとして、多文化共生、我々はこの用語はちょっと手あかがついているということで嫌って、「外国人と日本人の共生する豊かなまちづくり」と読みかえたわけですけども、この問題をやはりかなり独立の総合的な政策体系として打ち出すことが行政、首長部局の政策的な基本スタンスでもあるんじゃないのか。ここも目配りしていたわけです。

成富会長代理 ありがとうございます。ちょっと時間も押してきたんですが、起草部会でもいろいろこれは結構難しいし、重要であるけれども具体的にどうするのかというところで、代表者会議というご提案もあったので、ちょっと詰めた議論もさせていただいたんですけども、必ずしも代表という以上、何かを代表する、それは外国人といっても民族、人種も多様ですし、非常に偏ってしまいますよね、新宿の場合。地域別にするのか、あるいはそういう民族別みたいなことだって考えられなくはないんですけど、どういう意味の代表なのかとか、あるいは会議を開いて何をここでするのか。自治も参政権はないわけですから、そうじゃなくてモニター的な意見を聞くのか。いろんな考え方もあるし、その辺は必ずしもはっきりしない形で、そもそも外国人のいろんな自主的な団体とかももちろん活動しておられますけど、地域にかかわるという意味での団体の成熟はまだまだとか、いろんな話がある中で、なかなか具体的施策も議論半ばみたいなところで終わっております。

ですから、そういう個別なことも考えつつということなんですが、どうぞ。

川井委員 川井です。外国人ですが、歌舞伎町とあといぶき町会、百人町、違うんですね。外国人にしても。歌舞伎町はいろんな外国人がいるわけです。中国人、韓国人、そのほか5つくらい外国人がいるわけです。それで非常に、いぶき町会は韓国人が多いん

です。職安通りです。ほとんど韓国街みたいになってきましたけども。ここに大久保地区協議会には分科会が2つあるんです。「まちの将来像の分科会」、「安心・安全の分科会」、まちの将来像の分科会の中に副会長に韓国の人に入ってもらっている。それで非常に今、日本人と外国人と共生している。そういう意味でもって、その人に非常に努力してもらっています。今度25日に大久保小学校において防災訓練を行います。そのときできるだけ外国人を呼んで、一緒にやろうと。その中でコミュニケーションしよう。それでまちが活発にいぶき町会の場合はやっているわけです。だからお互いが、じゃだめだというのはなくて、共生してやっていくと。

成富会長代理　　そういう趣旨で。

川井委員　　受け入れようという気持ちを皆さんが持っていかなければうまくいかない。できるだけ受け入れようという気持ちを表に出していこうという、そういう気持ちでやっております。

成富会長代理　　共生というのはまさにそういう表現だということで、それを入れるということだと思えますが。予定の10分までというのが。もうちょっと時間が、戻ってこられるまで少し、どうぞ、沢田さん。

沢田委員　　外国人の問題なんですけれども、やはりずっとこれまで新宿区における外国人の比率というのが高まってきていて、すごく多様な国から皆さんみえているということで、生活していて普通にお友達でも外国人とか、帰化していても外国出身の方というのは普通にいらっしゃる。それが法的に認められた在日で住まわれているとか、オーバーステイとか、そういうことは別として、普通に生活の中でいらっしゃる、一緒に生活しているんですね。ですから新宿の中でも非常に特徴としては大きな位置を占めていると思うんです。ですから、現在の基本構想とか、基本計画の中でも柱としては 章のところに入っていたんですけれども、「ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち」というところの中の一番最後の5番目のところで、「平和の推進と国際化への対応」ということで位置づけをされていたので、非常にそれは平和とか国際化ということで大事にしていたという新宿区の姿勢がわかりやすかったと思うんですが、今回、平和の問題も全体会でも再三出ていたんですけど、どこに入っているかという点がありますし、それから外国人の問題も柱として個別目標ぐらいのところでない、そうすると新宿区が外国人の問題に対しての位置づけはもっと下がったのかなというふうにもとらえかねないのじゃないかなというふうにも感じる、個別目標でそういう平和の問題とか、国際化の問題とかがきちんと新宿の特徴と

して取り上げられていると、その方が私は望ましいと。

成富会長代理 それは平和や国際化という中に外国人のことも位置づけたいと。

沢田委員 今はそうなっているので非常にわかりやすい。今の柱立てだと、平和の問題もどこに入るのか、ちょっとよくははっきりしないような感じですし、外国人の問題もそれぞれのところにちりばめられてしまっていて、ぱっと見たときには区民から見るとわかりにくいかなという感じがします。それを一緒に入れてということでの意味ではないんですけれども、どこかにきちんと分類されればいいと思うんですけども。

成富会長代理 ちょっとすみません。今、起草部会の議論をちょっと紹介したいと思うので、先に言わせてください。起草部会でも平和という言葉というか、柱立てで、それも重要じゃないか。あるいはそういう平和という考え方を織り込むべき、そういう考え方も共通してあるんですけど、具体的な施策ということになると、なかなかつながってくる施策が、ぴったりの平和教育というのがあるんですけど、それが1つありました。だからむしろ理念として明確に平和ということは基本的な理念として強調していくべきではないかという意見が出ました。

もう一つは、むしろ逆に外国人の問題、平和の問題なのかというか、むしろ暮らしの問題だろうという、それをはっきりさせるべきだという意見もあったと思うんです。ですから、前回の基本構想では外国人というのは表現そのものが非常に小さくなっているんですけど、むしろ基本施策として独立させるというか、外国人という言葉の基本施策の名称としても出していくという、そういうむしろ考え方でいろいろ議論があって、平和なのか、外国人の問題というのは平和の問題だけなのか。あるいは文化の問題なのか。そうじゃなくて暮らしの問題だろうみたいな話になった。ですから位置づけ方によってまたニュアンスが変わってくると思う。起草部会の議論をちょっとご紹介しました。

古沢さん、どうぞ。

古沢委員 ちょっとよろしいですか。外国人の問題とちょっと離れますが、今の平和の問題が出ましたので、現在の基本構想、基本計画、今回のたたき台の中身は、非常に大きな変化が2つあるんじゃないか。平和の問題は今おっしゃいました。それからもう一つは、福祉ということが圧倒的に消え去って、昔から痕跡のようなものが相当あるというのが非常に目立つ。1番目、平和の問題ですが、現在は個別目標の中に今、沢田委員おっしゃったように「平和の推進、国際化への対応」、こういうことでしっかり入っているんですが、現在の時代の趨勢はある意味では力の論理がまかり通るんですね。相手の立場をあま



り理解しようとしなないソーシャルナショナリティ。そういうような風潮があって、平和の言葉というのがなかなか一般の人の共感を生まない。ある意味では戦いとか戦闘、ゲームなんかは考えたらずぐわかる。非常に人の気持ちをかきたててドラマになりやすい。平和の構築ということはこつこつ地味に忘れずにきちんと言っていかなければいけないことだと思う。しっかり個別目標などに載せていただきたいと思うんです。第二次大戦が終わって61年ですが、ドイツは第一次大戦後20年で、また第二次大戦を始めました。戦争を体験した世代はだんだん私たちの日本から消えていく。今、成富部会長がおっしゃいました、基本施策には何か考えられない。難しいなんてお話がありました。1つは歴史の教訓に学ぶということ、それが1つ。2番目は異文化交流があり、国際理解、あるいは国際交流、そういったことを推進していく。3番目は国際平和活動への支援と、そんなことをよろしく願います。

成富会長代理 平和の問題が非常に重要だというご意見だったと思います。福祉が痕跡だというのはちょっと理解しがたいんですが。痕跡というより第 章はかなり福祉の既存の施策にも必ずあるものを盛り込んでおりますし、子育てに関するものは 章で入っておりますし、決して軽視しているということは全然ないんですが。

古沢委員 実態的にはそういうふうに、委員のおっしゃるようになり入っているんですが、ご存じのように憲法25条にございますように、社会福祉から社会保障という公衆衛生の向上及び増進が国や地方に義務づけられています。そういう社会福祉とか、そういったような言葉を理念と将来のまちの姿でもよろしいですから、きちんとうたっていただくことが福祉をなおざりにするような姿勢が急に出てきたんじゃないか。

成富会長代理 福祉という文言は確かに使われておりません。わかりました。

野尻委員 2番目の「だれもがいきいきと活躍できるまち」の中の の「高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供」でございます。これは高齢者にとって社会参加というのは自己実現の1つの方法ですね。外部に対する自己実現もあれば、自分の内部に向かっていくのも自己実現ですので、むしろ「高齢者の自己実現の機会の提供」として、括弧して、「社会参加、自己啓発」などとするのが、その の中の最後の4つまでありますけれども、そのあたり、「高齢者の自己啓発のための環境づくり」と入れていただきまして、括弧、「図書館の整備」とか、「傾聴ボランティアの育成」などを入れていただくと、より高齢者のニーズに沿った基本施策になると思います。

先ほどちょっと飛んでしまったんですが、その前の2の5の「心身ともに健やかにくら

せるまち」の中の、「ライフステージを通じた健康づくりを支える取組みの推進」、これがもしや健康日本21というのを新宿版でして、もし名前が例えば、健康新宿21とかがあれば、そういう名称、その後に入れるなりしていただきまして、その最後で結構ですので、「子どもの食育」というのをに入れていただくと。ライフステージを通じた健康づくりのところですので、子どもの食育が抜けていると思いますので入れてください。

以上です。

成富会長代理 すみません。ありがとうございます。

もう外で待っておられて、ちょっと長くなりましたが、とりあえず出たご意見はまた整理しまして、検討し、全体に反映させる方向で検討するというところでとりあえず、このグループ別の議論はここで終わりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

Bグループ（ ・ ・ 章）

卯月会長 皆さんお揃いですか。

それでは、最初にちょっと、事務局の方からお話があります。

事務局 またお手数なんですけれども、マイクの方をちょっとお使いいただきたいと思しますので、こちらとあちらで1本ずつ置かせていただきますので、大変恐縮なんですけれども、回しながらお使いいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

卯月会長 それでは、よろしいですかね。

では、Bグループ、主に 章、 章、 章というところについてお話をさせていただきたいと思います。

実は、前回の議論、Bグループの方の議論で、最後にちょっと私が申し上げたことを繰り返しますと、以前ですね、成富起草部会長の方から、要点として幾つかお出しいただいて、その2つ目に住宅施策について、大変重要なんだけど、結構まだ議論が分かれていて、ということがございました。それで、現在は主に 章ですかね、の方に入っているんですが、ひょっとしたら 章ではないかとかですね、今 章の方にも入れてもいいのではないかという議論がなされています。主に住宅の問題を、 章でもし仮に取り上げるとすれば、一人ひとりが個人として尊重される、いわゆる人権というのも変ですが、住宅というのは非常に人の生活のベースになるものなので、 章として書いた方がいいのではないかというご意見と、むしろ非常に住環境、持続可能な都市とか環境とか、そういう中でとらえるという見方もあるのではないかということで、ちょっと住宅について、Bグループでも一度議論をしておきたいと思った次第で、前回ちょっと時間が途中で途切れてしまったということもありますので、実はメンバーが変わっていますので、すんなりなかなかうまくいかないところもありますが、もし住宅について、どこの章に入れろとかそういうことではなく、住宅についてこういう問題意識を、次の基本構想・基本計画で持ち、こういう施策はやっぱり付加した方がいいのではないか、あるいはその他、区民会議の方から出てるけれども、こちらにはまだ弱いのではないかというようなご意見がちょっとありましたら、はじめにご意見ちょうだいできればと思いますけれど、いかがでございましょうか。そのご準備がないかもしれませんが。

前回出てくださっている鎌田さん、ちょっと皮切りをお願いできませんか。

鎌田委員 鎌田です。今、会長がおっしゃったように、住環境は非常にいろいろな環境ということで問われている中で一番大事なことだと私は思うんです。家庭、家族という

ものの中心になる、住まいというものの考え方、これ非常に一番基本として大事なことで、今おっしゃられたように、どの章に入れるかということは、まあこれは皆さんのまた議論になるところだと思うんですけども、問題はですね、私は前々から思っているのは、やっぱり時代とともに世の中が変わってきて、今段、ほかでも話が出たように、アパート、マンション、あるいは集合住宅という、そういうものも非常にたくさん増えてきている、これは時代とともに、あるいは地域的には致し方のないことであると思うんですけども、特に、個人的に言わせてもらいますと、私が住んでおる、特に落合地域というのは、個々人のいわゆる一戸建ての家が多い地域。それから、集合住宅といっても高層ビルが建てられないひとつの地域に設定されているんです。これは用途地域、その他といろんなことで決められているんですけど、個別の、個人個人のおうちがですね、段々、年々、月日とともに崩壊されているという言い方はちょっと正しいかどうかわかりませんが、今まであったそういう個人個人のおうちが、相続税、あるいはその他の問題で、いわゆる一個人ではなかなか支えられなくなっているというのが実情なんで、やはりそこら辺は、私はなんらかの方策を加えていただき、これは地域なり区だけで解決できる問題じゃございません。税金の問題になりますと、これは国の方にも通って、いろいろ策を講じてもらわなければならない問題があると思うんですが、そういう自然環境とともに、個人的なおうちの環境というものは、ある意味では崩壊されつつあると。

例えば、区画整理をして、私どもの地域1戸、庭もついて、これは人の考え方によっては贅沢であるとか、時代にあわないとか、いろんな考え方のある方もたくさんおりますかもしれませんけれども、やはり1戸のおうち、例えば80坪なり100坪なりのおうちがあると、子どもの世代に引き継ぐときに、相続税、その他の問題でもって、どうしても売らざるを得ないと。売ってしまった後は、やたら開発業者が入ってきて、その100坪の土地ならば、最低でも3つ、多ければ5つとか6つとか7つとかいうような、せせこましい家が建ち並んじやって、非常に景観上、あるいはいろんな防災上の意味でもよろしくないような形になりつつある。

確かに、人口が増える、人が増える、仲間が増える、こういうことはいい傾向かもしれませんけれども、ある意味からしますと、非常に僕はいい状態ではなくなっている。だから、その辺のところを守る意味で、なんらかの方策を講じていただくような施策をひとつ打ち出して、考えて、行政の方でも考えていただきたいと、こういうことをひとつ強調したらどうなのか、というのが考え方のひとつです。

卯月会長　ほかに何かございますか。

特段ないですか。

はい、どうぞ。

廣江委員　欠席をしておりましたので、過去の議論も無視することになるかもしれませんが、ちょっとお許しをいただきたいと思います。

住宅を考える場合に、住宅の供給量を考えるのか、それとも住宅の種類を考えるのか、それとも住宅を供給する主体、民間業者なのか公共住宅であるのか、それを考えること、いろいろ議論が分かれてくるわけですが、一番必要なのは、実際にはそれをやることはほとんど日本では不可能だと考えていますが、立地規制をどう行うかという考え方は、ほとんど日本ではないということです。つまり、どこにどれだけの量の住宅をつくるかというときに、ほとんど事実上コントロールできない。ですから、先ほどおっしゃったような、いろいろ細分化された跡地利用が起きてくることになりましたね。その結果、何があるのかというと、コミュニティの崩壊ということも現実には起きていますけれども、例えば従来の産業が大きく変容していくというところ、特に商店街に対して大きな影響を与える可能性があるわけですね。これは住宅が張り付いても、住宅がなくなっても同じ問題が起きているわけでありませぬ。

ここにおられる商店街の方、いずれも比較的広域商店というところですが、例えば神楽坂の場合でも、近接の個人住宅がかなり多いところで、そこが実際お客様になっているという可能性があるわけですね。でもこれが将来的にどう変わっていくかというときに、個々の商店や商店街としての努力があるけれども、人がいなくなったり、人が住みすぎたりすると大きな問題が出てくる。つまり、どう立地をコントロールするかと。立地規制としての住宅のあり方を考える必要は、本来あると思います。非常に難しいと思いますよ。それについて、何らかの言及は私はしてもいいのではないかというふうに、前々から考えております。

卯月会長　はい、ありがとうございます。

この辺は都市マスタープランの地区別計画、そっちの方がかなり関係していますから、実際にこういう手段を持ってないというような問題を提示されたのだと思います。

廣江委員　思想と手段の両方がないとね。

卯月会長　ほかにいかがでしょうか、住宅について。なんでも結構です。ちょっと住宅について弱いんじゃないかなというような印象があるんで、もう少し書き加えていき

いので、ちょっと皆さんのご意見をお伺いしたいというのが正直なところでございますので。

鎌田委員　　ちょっとよろしいですか。

卯月会長　　はい。

鎌田委員　　私ばかりで申し訳ないんですが、鎌田ですけど、違う観点で私、集合住宅、まあアパートとかマンションというものについて、決して否定するわけではございませんけれども、いろいろ実態を見ていますとね、高層でなかなか全ていろんな意味でちゃんとしたマンションなり集合住宅も結構あるんですけれども、中にはですね、マンションなんかでも、特にワンルームマンション、それから所帯持ちのマンション、これも2通りあって、いろいろそれぞれ議論の中身はあると思うんですけれども、マンションの地域との密着度というか整合性というか、その辺がどうもしっくりいっていないような場所が結構あるんじゃないかなと思うんです。それから、マンションそのものにも人は住んでいるんですけれども、管理人というんですか、管理方式というんですかね、一応どのマンションでも管理人室って必ずあるんですよ。これはね、建築法で指定されて管理人室をつくらざるを得なくなっているんですけれども、実態としては、管理人さんがいないような場所が多いんです。私が常に言うのは、管理というのは、これ管理会社に委託されて、専門業者がやられているようなんですけれども、建物そのものを管理、清掃とかいろいろそういうものも結構なんですけれども、住まう人間がなんらかの形で管理するという言葉はちょっと適当かどうかわかりませんけれども、いわゆるそこで永久に住み続けたいという人たちがあるとするならば、いい形でそのコミュニケーションをとった形でまとめ上げる一つの管理方式というんですかね、あるいは場合によっては管理人さんですね、そういうようなところを一つの条例といっちゃおかしいんですけれども、決めごとでもってちゃんとした形で、その地域に馴染んだ形で、そのマンションそのものが孤立しないような形のものを僕は、これからは出されて、つくっていくような方向性でないと、やっぱりうまくないんじゃないかと。マンションそのものがね、地域からかけ離れて孤立しちゃってるような場所も結構あるんです。それから、管理人さえ、管理人室があっても管理人がほとんどいない、たまに来るのはごみ出し人と掃除人だけです。これは、ごみ出し人、掃除人、私は前にも申し上げましたけれども、あくまでもごみ出し人はごみ出し人、掃除人は掃除人であって、そうすると、本当に管理する人間じゃないはずですから、やはりそういうものを管理するのと、人間をまとめ上げる管理というんですかね、そういうようなものをちゃんとしてな

いと、やはり地域にとけ込んだ形に僕はならいと、こんなふうを感じるところです。

卯月会長 集合住宅のルールづくりかなと思います。計画の段階から、立地の問題から、管理運営、コミュニティづくりの計画、そういう問題。

平松委員 平松ですけれども、今、いろんな問題の中で、住宅というのがひとつの器というか、ハードな面と、そこに住む人間の家庭なり家族なりの文化の伝統を考えるとですね、それはちょっと置いておいて、今非常に都心回帰が始まっていますよね。それで、私も一時、郊外になるのですが、今度、都心にまた居住地が変わりまして、今住んでおりますが、私もそろそろ高齢者の領域に入ってきました、やはり都心に住むということは非常に利便性があるわけですね、暮らす上で、年配、中高年、あるいは熟年こそその居住する、非常に利点があるというふうに思っておりますけれど、一方でそういう高齢者とか、熟年の人たちが都心に住む場合の、まだソフトというかですね、そういうのは不十分というふうに思いますし、例えば最近よく言われている戸山ハイツなどがですね、非常に高齢化したところでの独居老人の問題に対して、どうやっていくかですね。

それで、私、例えば家族を一つの文化と考えると、必ずしも公が独居に対して関わっていくということが、必ずしも望ましいというふうに思いませんけれど、やはり関わっていかざるを得ないところのいろんな問題があるわけですね。そのせめぎ合いというのは、ちょっと私この答申を無視してみますと、やはり大事な問題というふうに思いますのと、もう一つは、当然都心回帰したときに、今なら一戸建てを求めることは不可能ですから、当然集合住宅志向があるわけですね。そうすると、一方、開発側からみると、そういう需要を満たすために、集合住宅の大型化を図っているときに、地域といろいろアクションを起こしているということであってですね、廣江委員が言われた利用計画というか、立地規制というのも当然必要だろうというふうに思います。

それから一方では、マンション単位でなかなか地域に入っていない。例えば町内会に勧誘しても入ってこない、ということが一方ではあるんですけど、もう一つ、居住者の方からいいますとですね、町内会に入っていて何の意味があるんだろうということがあるわけですね。それで、非常に旧態依然たる形の会合しか行われてなくて、やっぱりそういう新しい感覚で生きている居住者たちの、やっぱり感受性なり生活のスタンスというものに対して、あまりにも活動力がないというところがあって、その辺はしたがって、やっぱり町内会の方もそうとう変わってもらいたい。そんな、私のところで言うと、自分の地域の町内会はほとんど壊滅してますので、ほとんど何もやっていない状態なので、そういう

ことをどうしていくかというのが、やっぱり一方、器とは違うところの問題としてはあるようには思います。

以上です。

卯月会長　今のことは大変興味深いお話でしたが、とりあえず介護とか福祉の対象になる高齢者というよりはむしろ、何て言うんですか、元気高齢者というか健康高齢者というのかね、段々、我々もそうなるわけで、団塊の世代の人が、そういう高齢者の方がまた都心に戻ってきたときに、それに対応する枠組みがないという、ですから住宅政策というのは住宅だけの政策ではなく、住宅政策プラス文化政策とかコミュニティ政策とかっていうものとうまく調和できるようなことが都心区として必要なのかなあと、今お伺いしていると思いましたが、さっきの鎌田さんのお話の関係でいうと、なんか集合住宅というと高層、低層住宅というと戸建て、そういうタイプではなく、概念としては低層、中層の集合住宅というのもあるわけですよ。ですから、低層でもう少し集合することのメリットというのものも、本来、地区によってはですよ、あると思うんです。それが先ほどの立地規制みたいなものと相まって、地区の個性と見たらいいかなとも考えてますね。今のに触発されてどなたか。

はい、小宮さん。

小宮（徳）委員　第4分科会の小宮です。

安全とか安心とか、質が高いとか、そういう話とは、それはもうどうでもいいのですけれども、やはり住宅というのは新宿区のいろんな地域もあって、そういう地域の中で今も、いろんなことが起こる中での位置づけ、やっぱり住宅というのをキーに動いてもいいかなと。というのは、例えば地域の方々がこういう場の、我々の周りのこういう地域が、こういうふうな住宅にしたいんだよというような、都市計画的に言ったルールはあるのですけれども、地域の方々がそういうふうな形で住宅政策を進めていければということはあるのかなというふうに思います。

卯月会長　廣江委員、どうぞ。

廣江委員　先ほど鎌田さんがおっしゃったことも含めてなんですけれども、集合住宅には管理組合があって、本来それは居住者の自主的な組織にもなっているはずなんです、それらを機能してないというところは、町会が機能しないとか別な意味でも、また問題が起こっているわけですね。その双方がどう組織として機能していくかということに対する働きかけが必要だと僕は思っていて、町会で、非常に努力されている町会長は、集合



住宅ができるとその管理組合に必ず行って、町会に入るといった交渉をしていくということがあるんですね。ですから、多分そういう双方の努力、自ら変わってくる努力が、多分これから根強くされないと、どうしても住みっ放しになってしまうところがあるんじゃないか。

そのためには何が必要かという、本来、住宅を考える場合に私はですね、住み続けるということと住み変わるという両方考えなければいけないと思います。固定しなきゃいけないという部分というのは必ずしもないわけですが。ただし住み変わった場合でも次のところでどうよりよい生活を獲得していくのかが必要になってきますので、これは家族のライフサイクルで変わってきます。それを考える上で、どうしても私たちが思っていたのは、住宅という最大の投資をしていながら、それに対する資産をどう守るかということはどうしても私考えてないんですね。買ってしまえばそれで終わりのような。

ですから、住むことによって自らの資産をきっちり守っていくということと、住環境を含めてですね、その地域の価値をどう上げていくか、これをどう考えるかということの提案が私は必要で、やはり周りの環境がいい、それから自分の子どもを安心して学校に通わせるとか、買い物にも便利、そういう利便性がこれから必ず求められると、よりなってくると思いますので、そういう意味で、住宅を中心とする所有者にとっての地域環境をよくしていくということの具体的な提案なり運動なりですね、それが必要になると思うんです。

例えばアメリカの例で言うと、サステイナブルという発想が出てくるのは、まず自分の持っている住宅の価値を上げるということなんですね。日本で言うと土地の価値しか考えませんが、価格しか考えませんが、その上にある物の価値も意外と重要になっていますから、それをどううまくやっていくか、そのことがそこに住みやすくなるのか、あるいは転居する場合にはよりよい条件で次の住宅に移っていけるだけの資金を獲得できるかとなってきますから、この問題は双方の目標を持って、町会も、それから住宅、集合住宅でも何でもいいですけども、そこに住んでおられる方が自ら運営して考えていくという働きかけをするべきだと思います。

卯月会長　　ようやくね、国土交通省も管理の仕方によって高く売れるというようなことを言いましてね、ガイドラインづくりを始めたということで、なんか今のお話も、新宿区は集合住宅を抜きには語れない区ですから、集合住宅の質の問題、あるいはその管理の質の問題ですね、含めてもう少し新宿型集合住宅という変だけれど、何でも新宿型。

あっ、大友さんどうぞ。

大友委員　私は52歳なんですけれども、小学校の同級生が私の近くに転居されたものですから、同級生十何人いると思うんですけど、その中でですね、その、若葉三丁目というところなんですけど、いるのが1人か2人ぐらいなんです。10人ぐらいいた同級生がね。四谷というのはそういう都市化もあるんですけど、若葉町はすごい住宅環境、非常に戸建ての密集地帯なんですけど、そういう中で、結局、同級生がもうみんな散り散りバラバラで、ということは、親と同居しないような形。たぶん、落合の方でもそういうような現象があるからこそですね、相続税というよりも、相続税で60坪ぐらいまでは僕のうちですんじやいますから、土地の値段がですね。それほど相続税に心配することはないという、結局、兄弟同士の分け前で自分の住宅ローンがあるからってということで、それは地元の方に還元していく。そういうこと言うと、住み替え的なところなんではないかなと思っております。ただし、新宿に魅力を感じて来る人もいます。それから、新宿を去っていく人、そんなような形で言うと、ひょっとしたらそういうのが賑わいのかもしれないんだけど、そういう魅力はあるんだけど、長く住み続けられるような形というのは、どうやったらいいのかなと、私もいつも考えるんですけども、皆さんのご意見を伺いたいなあと思います。

卯月会長　はい、ありがとうございました。

もしよろしければ、住宅について、この辺で一度話しを終えまして、  
、  
章の全ての話題で結構ですので、話をお聞きしたいと思います。また、もちろん住宅についても思いついたら言っていただいて結構です。

それではどうぞ、どのような点についても結構です。

今の住宅との関連で、コミュニティとか商店街とかのお話が出たのですが、坂本さん、どうですか。住宅に関連しなくて結構ですけど。

坂本委員　あまりちょっと住宅という感覚がないもので、どうなんですかね。うちの方はですね、ちょうど職・住・商、ちょうど混在してうまく重なってですね、非常になだらかに神田川に向かって台地になっていまして、上の方にお金持ちの方が住んでいるんですね、真ん中辺に私たちが住んでいるんですね。川の近くはどっちかというわりかし小さな住宅がたくさんあるというような状況なんですけれども、会長が商店街のことをご心配していただきましたけれども、残念ながら高級住宅街の人は神楽坂には、どうも来てくれそうにないので、あまり住宅街の人と商店街の成り立ちとは直接関係ないような気がします。これはもう別段論理的な話じゃなくて、実感としての話ですけどね。

ただ、なんて言うんですかね、例えばこの間代官山へ行ったんですけれども、非常にファッションレベルが高いんですね。いやあもうびっくりしちゃって、恥ずかしくて歩けなくなっちゃったんですけれども、やっぱりまちってというのは一つの住宅街にしてもそういう全体に醸し出すものというものは必ずあると思います。だから、そういうものをどこかで維持していかなきゃならないんじゃないか。うちの方も、上の方の中町とかもうちょっと市谷鷹匠町とか、いろいろ高級住宅がありまして、それなりにやっぱり雰囲気を保っておりますので、その辺だから、確かにそういう高級住宅街を保つのはいいかどうかというのは別ですけれども、やっぱりそういう地域としての特性みたいのは絶対にやっぱり、それによって醸し出されるなんていうことは感じますね。

あと、商店街サイドで言わせていただきますと、まあ、もちろん私は1から10まで神楽坂しか知らないんですけれども、非常に神楽坂の場合は、最近、通りもがんばっていますし、商店街そのものがですね、やっぱり地域のセンターになっています。うちの神楽坂通り商店街、今、活動している人たちは、前も話したかもしれないけど、8割方は外野というか、よそから来た人ですね。本当に商店街の人間なんか、例えば、今、NPO粋なまちづくりと言っていますけれども、活動しているのは3人ぐらいしかいない。あとの大部分の方は地域外の人ですね。だから、そういう意味においては、やっぱり地域の魅力づくりというものを発信していけば、自然に人というのは集合というか、集まってくるんじゃないかなというような気がします。

なんか本当に急に話がとりとめなくて申し訳ないんですけれども、またなにかありましたら言います。

卯月会長　申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

はい、　章、　章の方にいっていただいて結構です。

廣江委員　今の質問ですけれども、地域のセンターって、どういうことかご説明いただけますか。地域のセンターになっていると今おっしゃったんで、それが。

坂本委員　いやいや、地域のセンターというのはですね、もう本当に幸せなことに、神楽坂はどこに行っても神楽坂、神楽坂、羨ましがられましてですね、ただ、変な話ですけれども、私ももう結構こういう商店街活動、あるいは地域活動が長くてですね、35年もやっています、35年前は非常に散々たる状況でした。もちろん、だからいろんな苦心をしている要素があるんで何とも言えないんですけど、さっき平松さんが言いましたように、再都心化なんていう大きなテーマもございまして。そんなこともあってですね、神楽

坂は私たち自分たちで言っているんですけども、周回遅れ、いわゆるどっちかというところまで、例えば道路施策にしても、なんら区画整理一つなかったわけです。ただ区画整理がなかったということが、逆に神楽坂の現在の雰囲気を残してしまっただけで、知らないうちになんとなく雑誌等で大々的に取り上げられてるんですけども、なんとなく神楽坂が先頭を切っているような雰囲気になってしまいましたけれども、別段、先頭を切った覚えは1回もなくで、常に困った困ったと、ずっと遅れて困ったと言っているうちに、なんとなくみんな、あんた先頭だよという、そんな感じですね。それをまた慕ってですね、多くの人たちが神楽坂に寄ってくる、寄ってきてくれているんですね。だから、混ぜこぜということになりますけれども、私はむしろ商店街活動というのを35年もやっていますけれども、こここのところ5、6年は商店街活動というより、そういうNPOの粋なまちづくり倶楽部ですとか、そういうもっと広い範囲の方たちが集合した方たちと一緒にですね、神楽坂のまちづくりというんですか、今特にやっているのは観光まちづくりということですね、あまりこのテーマになるかわかりませんが、観光ということで、神楽坂の場合は非常に、新宿区の中で観光を考えると、とってもいいケーススタディになるんです。新宿区の中でなかなか観光ってね、難しいんですね。実際新宿区がいつも出している観光カタログなんかを見てもですね、いつも穴八幡神社のなんとかとかね、あまり観光的にはそれほど迫力のない観光でしかないんです。それが、迫力のない観光をいかに観光にしていくかという意味ではですね、神楽坂は非常にケーススタディになる。これからうまく持っていけば、新しい観光のあり方というものが出てくるんじゃないか。やっぱりそのためにはね、若い人ですね。やっぱり名所旧跡、寺社仏閣じゃない、もう若い人は来ないんです。だからね、ある意味では名所旧跡、寺社仏閣がなかったからね、いいんじゃないかと、その逆説的な言い方で非常に申し訳ないんですけども、そういうものがないからね、逆にその新しい観光というものを考えることができる舞台になっているんじゃないかと。

やっぱりね、寺社とか、例えば昨日、秋吉台、秋芳洞ですか、行ったんですけども、おみやげやさんみんな半分以上閉まっていたんですよ。すごい景観で、あんなすごいものと思ったんですけど、やっぱり見てて若い人がいないんですね。やっぱり今の観光というのは、基本は年寄りなんですね。だから、その辺がだから、やっぱり若い人をひきつける観光というものを考えるときに、自分のところに持ってきたらあれですけど、神楽坂を土台にしてですね、逆に新宿区が新しい観光のあり方というものをね、提案できる素晴らしいチャンスじゃないかなと。あまりこういうのは、基本構想とはあんまり関係ないかも

しれませんけれども、でも観光というものが入っているので、新しいそういう姿の観光というものを、ぜひ神楽坂発でやりたいなと思っています。

センターと申しましたのは、センターの解説になっていないかもしれないけど、要するに、今本当に現実的に、自分たちの地域のことを考えるのに、多くの外の方たちが参加して、またボランティア募集なんかもしょっちゅうしてます。そういう方たちが、例えばNPOの粋なまちづくり倶楽部でも、150人ぐらい、だけど150人だから150人が活動を行っているという意味ではないんですけれども、非常に多くの方をひきつけて、あるいは神楽坂でなんかしたいなあという方たちが、基本的にそういう会合にきて、登録するという行為をしているだけで150人ぐらいいますから、やっぱりそれだけの参加したいという気持ちだけでもあるんじゃないかな。なかなか、じゃあ本当に150人がボランティアのスタッフになっているわけではありませんが、正確に言うそうですね、つい先だってまち飛びフェスタというのをやったんです。これのメインがですね、坂にお絵かき700メートルですね、神楽坂の700メートルにロール紙を敷き詰めるんですよ。そこに子どもを中心にお絵かきをするんですけれども、ボランティアがね、非常にたくさんの数いるんですよ。700メートルの、神楽坂の端から端までが会場になっちゃうものですから、そのときはボランティアが100名やっぱり集まりました。これは実際、それは一日だけの話ですけどね。その意味では、多くの本当に人たちが神楽坂ということで、何らか参加したい、あるいはするということで、現実には動いてますんで、どう基本構想と関わるのか私にはよく理解できないんですけれども、現実問題としてはまちの魅力ということを考えてときにですね、神楽坂は非常に勉強の対象になるんじゃないかなとは思っています。

廣江委員　地域のセンターとおっしゃったので、地域とは何かということ、センターの意味と関わって伺いたかったのですが、またあとでいいと思います。よくある例ですけれども、周回遅れのトップランナーというのが必ずあるわけですね。小樽がそうですし、それから大分県豊後高田市の昭和の町もそうですね。我々立教大学もそうなんです。移転しなかったがゆえに競争力を維持できている。移転できなかったということで。それは非常によくあることなんで、たまたま与えられた偶然を生かしていくかというのは、その地域の努力なんです。ただ、私は分析的に考える必要があると思うんですが、以前、私も立教大学で新宿区の商工観光課からお金をいただいて、商店街問題を考えるという講座を、大学の経済学部で正規の課目として、正課事業として行ったことが97年にあります。そのときに、神楽坂商店街の前の会長が来られて、非常におっしゃったことを印象的

に覚えているんですけども、彼が何を言ったかという、我々は人を集めるために努力してきた、人が集まるようになってくると、他の人たちが入ってきてまちの導線が今度は切られていくと。そのことが商業行為にとって非常に重要な問題だというふうにおっしゃった。私自身は、商店街がどう生きていくかということについては、いろいろな方向性があると思いますけれども、少なくとも商人であり続ける道を選択するかどうかという、非常に問題があるわけなんです。それによって、その近在地域との関わりを持って、何らかの維持発展していく商店街があるのか、もっとより広域的になっていくのか、広域の、そこには住んでない人が多く入ってきて、むしろ観光地域としての商店街に変わっていくのか、これは選択がいろいろあると思います。そのどれを選ぶかということが、実は大変大切な問題であって、新宿の場合、いろいろやり方があるんです。選択の多様性は地方に比べるとはるかに多いわけです。でも、それを意識的に商店街が選んでいるかどうかということについては、私は甚だ疑問ですので、今いいことが将来いいわけではない。この審議会は将来について考えるわけですから、その上では、今をきちっと分析する必要があると思います。その分析する上では、ではどういう方を対象にその商店街は存在していくのかということについてきっちり分ける必要があるし、商店街に来る人たちが何を求めて来るかというときに、個々の商店なのか、あるいは周りの景観であるとか、そういう地域資産が非常に大きいわけですね。神楽坂は地域資産を、以前、東京理科大におられた先生方も含めて非常に長い間努力をして維持してつくってきた。それを発信してきたという結果が今ある。そのあたりをきっちりと区分けして考えていかないと、今の良さに目を奪われるのは、私はどうかなという気がしています。それをむしろ観光も含めてですね、私は神楽坂だけが最適な例ではないというふうに思っていますし、落合もこれから可能性があると思っているんですけども、しかし新宿区には例がないので、いつも神楽坂というところになる。私はそのことの意義をもっと考える必要がある。もっと新宿区にある資産をきっちり評価して、それを地域としてどう生かしていくかというときに、それがまちである、より広域的なまちであるのか、商店街が中心になるのか、いろいろ選択があると思いますけれども、ここをはっきり分けて、この基本目標の中で位置づけていかないといけないのではないかなというふうに、私は思います。

卯月会長　　今、商店街の将来の選択肢というものを、仮に基本計画レベルで何か書き込むとしたら、どういう書き込み方があるのでしょうか。

廣江委員　　私自身は原点回帰というもの。先ほど言いましたように商人であるという

ことはどういうことなのか。これを考えましょう。つまり、まちに人が来るけれども、そのお店自身はそれほど利益が上がりません、ということであれば、また別途考えていかなきゃいけないわけですね。ですから、やはり売り上げはどのくらい上がっているのかということが基準になり、それがまた次の世代に引き継がれていくのか、それとも一代で終わってしまうのか、商店の構えを持っているけれども、実は不動産さんであるのか、このあたりがすごく大きな問題だと思います。

私は、商店街は商業をまず基本として、どのような存在であるかということが基本計画には書き込まれるべきであって、ただし、まちには多様性がありますから、そのそれぞれによって利益が上がればいいわけですので、どういう発展方法があるかということ、いくつかのパターンを分ける必要があるわけですよ。それは神楽坂パターンもあるだろうし、四谷パターンもあるでしょうし、落合パターンもある。ここの議論を本当はもう少し突っ込んでできればいいかなというふうに思います。

鎌田委員　全く委員がおっしゃるとおりだと私は思うんですけども、例えばね、過去のことで申し訳ないんですけども、私の学生時代からしばらくの間、原宿なんてところは下の方にする駅じゃなかったんです、山の手線の中で。まずね、寂しい駅は原宿と大崎の駅ですよ。あそこは人の乗り降りするような場所じゃなかったんです。それがいつのまにか原宿、原宿って言って、いわゆる時代とともに若者が集まる、ああいう賑やかなまちに現在なっちゃったわけですね。ただ、それはよそさんの一つの過去の、あるいは現在に至る歴史かもしれませんから、そういう意味合いも含めてですね、新宿の中に今、若者の心酔できるような要素を持ったような場所が、あるいはあるかもしれません。

それから、先ほど平松さんがおっしゃったように、その過去の文化遺産なり寺社なり、あるいはごちゃごちゃあるだけが人を集める要素でもないよと、これも一つの考え方かもしれません。であるけれど、私は自分たちの近隣の地域の商店街を見ていましてね、4つあるんですけども、一つは昨年、解散しちゃったんですよ、商店街が。これは私はね、商店街の会長さんなり皆さんに言ったんですが、あんたら何したいんですかと。もう少し知恵を絞りなさいと。そして、いろんな人たちからの意見求めて、自分たちの小さい殻の中だけでね、今、委員がおっしゃったように銭にならん、商売にならん、食っていけない、どうしよう、やめましようというて簡単にパサッと商店街をやめたわけですけどね、もう少し輪を広げて、本当に真剣になって考えたらなんか妙案があるんじゃないかという話をしたことがあるんですけどもね。これは同じ商店街でも地域地域によっていろんなパター

ン、いろんな要素、いろんなものがあるのかもしれませんが、それはやはり僕は、やはり現実をみつめると同時に、将来へ向けて、どういうふうにしていったら生き延びられるか、られないか、ということをやはりもっともっといろんな人たちの知恵を集めて議論して、将来どうあるべきかという方向性を打ち出すということが大事なことじゃないかなと、こういうふう思うわけです。

大友委員 私は四谷の地区協議会の中の、まさに四谷の新宿通りを高層化したりとかする中でですね、もともと街道筋ですから、間口が狭い店先がずっと並んでたんですけど、それが1つ減り、2つ減りというような形、今、四谷駅から四谷4丁目の方まで昔はずっとたくさんありましてね、そのようなまち並みが続いていたはずなんですけど、やはり道路拡張とか、そういう中で消えつつある商店街があります。それから荒木町という神楽坂と同じように花街があって芸者さんがいたところもあって、そういうような歴史的な資産があるんですけど、なかなか交通の大きな道路が走っているということによって、逆に寸断されたりとか、そういうものがあるんじゃないかなというのを時々話すことができます。

それと、やはり新宿というまちは、20年か30年、40年前、40年から30年ぐらい前、新宿の西口とかが本当に若者のまちだったんじゃないかと思うんですね。西口のところでフォークソングやって、逆に言うと、それからもう大変で、騒乱罪が適用されちゃうぐらいに若者が集まってきた、本当に時代の先端をいっているまちだったんですけども、今の新宿というと、なんかそんなようなイメージがない。逆に衰えてきちゃっている。どうやって活性化していったらいいのかなんていうことをひとつ考えていく。やはり新宿、四谷ということで考えますと、四谷の方のやはり跡継ぎという問題がね、やはりみんなそうなっちゃって、結局はお父さんとかお母さんがやってて、どんどん商品が古くなってきちゃって、今度は、じゃあしょうがないから普通のチェーン店ですね、コンビニとかチェーン店に貸しちゃおうかというようなかたちになり、そういうような工夫のないところも出てきているんじゃないかなというような感じがします。

卯月会長 今、話戻りますと、章の2の かなあ、商店街の様子などの話しをしながら、やはり の1の の「新しい文化・観光の創造・発信」ですか、それから の2の に「若者による新しい文化の創造」というご提案が出ています。この辺に話題が移っていると思うんですが、今の太友さんのご指摘にもあったように、確かに新宿というのは、もうあらゆる文化の発祥の地というふうにして、いろんな意味合いがあると思います。それはもう東京にほとんど広がりつつありますよね。広がることは別に悪いことでもなん



でもない。だけど、新宿がもう一つさらに何か、若者による文化の発信の基地になるとしたら、どういう状況が、どういう支援体制が、社会的にですね、行政だけじゃないんですが、必要なんでしょうか。「若者のアイデアを形にする場の提供と支援の仕組みづくり」と、言葉では簡単に書いてあるんですが、なかなかそういったって、じゃあ何をやるのという話があるわけですね。この辺の話題でも結構なんですけど、どなたかいかがですかね。

平松さんか誰か。

平松委員 その前に、大友さんのおっしゃってたことを一つだけちょっと修正いたしますとね、新宿西口のフォークゲリラですが、あれは騒乱罪を招いたわけじゃない。あれはまったく別ですね。新宿暴動を起こそうというそういうグループがいたので。今の話ですけど、確かに新宿文化というのが60年代本当に、私たちちょうど20代の頃、よく言うんですけど、映画の、新宿文化のアートシアターとか、それから花園神社の唐十郎とか、蜷川幸雄も、あそこから誕生したわけですよ。あの新宿文化で蜷川幸雄が初めて演出やったと記憶してありますが、本当にフォークゲリラを含めて、ストリートパフォーマンスからいろいろなものがあったんですけど、なぜこういうふうに時代が閉塞しちゃったのかなというのは、もっと非常に大きな文化とか、それと上部構造の問題だろうと思いますが、私は出版業に携わってますので、その視点から言いますと、あの頃はですね、本当に新宿の駅前に限らず、新宿各地にミニコミというのがあったんですね。情報センター模索舎というのがありまして、新宿2丁目だったと思いますが、あらゆるミニコミを揃えていたんです。それで、そこに我々もよくミニコミを買いに行ったんですね。で、ミニコミというのはマスメディアと違うカウンターカルチャーでして、非常に情報がですね、全く違う情報が手に入るの、私は、それ「シコシコ」って言うんですけどね、そこによくミニコミを、いろんなミニコミを買いに行ったことがあります。

そういう意味で、「だぶだぶ」なんていうすごいミニコミ誌もあったんです、新宿には。それが今全く消えちゃって、単なる情報誌ですね、R25のような情報誌、フリーペーパーが本当に雨後のたけのこですね、今ね。あれ見ても情報はあんだけど何の文化もないというのを感じますが、それでそういう自主的な情報を発信したり、自分の文化を発信したりする人たちがいなくなってしまったというのが、まあこれは結果論ですけど、それが今の文化状況ですね。

それをどういうふうにして回復したらいいかというのは、やっぱり自主的にものを考えたり、行動する人たちを育てなくちゃいけない、それ1点です。1点集中するんですね。

ではどうやって育てたらいいかというのは、これはものすごい努力がいると思いますね。

ですから、子どもの文化教育で自主的に考える力をつけるということを含めて、今つけられてないですよ。一緒にAかBかで選ばせるとか、その程度しかなくて、自分の力をつけていくということを含めて、相当難儀なことではないかなと。公が一生懸命やると、多分、育たないと思いますよね。だから、その点で言えば、本当に時間がかかるけどどこかでやらなくちゃいけないんだろうなというふうには思います。それはまあ、今の卯月会長のことについての回答には全くなりませんが、非常に大変な時代になってきて、その中で何かやらなくちゃいけないんだろうなという、その何かやることをみんなで踏み出さなくちゃいけないんだろうなというふうには思いますけど。

以上です。

廣江委員　私は情報を求める人がたくさんいて、すごく大切であって、それは供給側が情報を供給してない問題があると思いますね。ですから、あれはあれで少し偏ったところがあるかもしれませんが、やり方によっては昔とちがった意味での自主的な文化活動ってというのは可能ではないかと。ただ、それをどうするかというときに、勝手にやっってくださいということでは育たないんですね。ですから、仕組みが必要というのは、どういう仕組みが必要かというときに、何かやろうとする人たちに対して、きちっと新宿は評価するシステム、こういうの持っています。社会的に評価されるものについては、それをあなたの資産として保証しますということ、やはりどこかでやる必要があると思いますね。例えばミュージシャンがいましたと。ミュージシャンが自分で作曲した曲をきちっと著作権として認めさせていくように、新宿区は支援しますとかですね、そういう相談に乗りますとか。それと、それ以外にも所有権に関することなんですけれども、ここを新宿区はしっかりやるので、どうぞ新宿区にきて、ここで皆さん大きくなってくださいといったようなことをやれるのは、私はいいと思います。こういうのは一つの核ですけれども、その核がしっかりやって、新宿区に行くといろんなふれあいが実はそこにあたりですね、それから、いろいろ自分の表現できる場所があるということは次に必要になってきますので、一番必要なのは、そういう活動をしようとする人たちを評価して、それを資産としてきちり守っていくということを社会的な仕組みとして、新宿区は支援していくと。そこが私は大切だなと思います。それがないと、なかなか来てくださいだけでは、やっぱりうまくいかないんですね。

それと、もう一つは、広い意味では文化活動に対して行政的な支援というのは限度があ

ると思います。当然、カウンターカルチャー的な部分を持っているわけですから、下手すれば手をかまれるところもあるんですね。その辺の自由度をどこまで認めるか。つまり自主的に活動をするということについて、かなり区は行政として寛容にならないとうまくいかないだろうなというふうに思います。

卯月会長　　ありがとうございました。

ちょっと横浜市がバンカート（BankART）という事業をやっているんですね。横浜市が歴史的な建造物が段々なくなってしまう中で、一部は買い取ったり、一部は家賃を払って、そこでとにかく自由にやれと。で、それをオーガナイズするNPO法人が幾つかあって、プロポーザルしてもらって、そこで、例えば一番最初にやったバンカートの話は演劇をやるNPOと音楽をやるのと、全然今まで何のコミュニケーションもなかった、その二つにひとつの場を提供して、うまくコーディネートしながらやっている、大変不思議なバンカートが四つくらいになっているかな。

ある程度、市は外付けのところについては支援をするけど、中身についてはかなり自由に任せるよというような言葉を、これから横浜なんか関内をもう一度文化芸術の拠点にするんだとあって、再生しているんですね。で、そういうのがいくつか出ていて、今、競争になると思うんですね。

若者はどこへ行って、自分のやりたいことをやろうかといったときに、条件を見て、例えば家賃が安いとか、それだけ自由に表現できると、そういう競争をするのに、この新宿なんかと横浜で競争をしたら面白いんじゃないかなと勝手に思って、ぜひそういう話もしたいと思いますが、ほかにいかがですか。鎌田さん。

鎌田委員　　今ね、会長がおっしゃったように私もそのとおりだと思うんですけども、やはりここに簡単に書いてある「若者のアイデアを形にする場の提供と支援の仕組みづくり」と、簡単に、やはり全然ないわけじゃないんですけども、「アイデアを形にする場の提供」と書いてある、やっぱり場所ですよ。そこら辺を、もう少し皆さんでもって、官民一体となって考えていかないとね、商業の方も。例えば、新宿区にあそこに文化センターなんていうのがありますよと。知っていますよね。あそこに、じゃあどれだけの人がどういう活動をして利用しているかということ、私もあんまり行ったことがないので、申し訳ない不勉強でわからないんですけどね、今度またあそこ、今月近々、ほかの部会で使うようになっているんですけどね、名前ばかり文化センターで、それは新年会の際にみんな集まってくるぐらいで、やはりね、文化センターという場所があるといったって、ち

よっと位置的にはイマイチという感じもあるんですね、交通の便でもね。

やはり、何か若い人たちに限らず、文化的な事業をする場合に、今、会長がおっしゃったように、気軽に使えて気軽に利用できる、何でもできる、やっぱりそういう場所というものを提供する意味で、なんかもうひとひねり新宿区として、その辺のアイデアをやっぱり将来に向けて考えていかないと、ただなんか皆さん、元気で若い人たちでやるグループいませんか、どこかでやりませんかと言ったって、それはまあ、よく駅前のストリートなんかとあって、バンドがごちゃごちゃやっているのもありますけれども、実際それを本気になってやりたい人たちのグループが出てきた場合に、果たして、似つかわしいい場所があるんだろうか、どうなんだろうかと思った場合に、ちょっとそっと見たところ、私は不安なんです。だから、そこら辺のところを将来に向けてもう少しね、考えていかないと、ただ若い人たちに売り込もう、売り込もうといったってだめだと、こんなふうになっちゃうんですけれども。

卯月会長 坂本さん、お願いします。

坂本委員 あの、今おっしゃった、そのとおりだと思います。実際にね、神楽坂でも、すみません何度も神楽坂と言いまして。料亭が、皆さんちょっとね、実際にもう半分使用していない料亭が何軒ありまして、基本的にはみんな若い人あるいは何かをやりたがっている人はね、拠点をすごく求めています。使えたらなあということは、すごく聞きます。

ですからですね、おっしゃるとおり場所の提供が一番いいんじゃないか、その場所を管理するのはやっぱりNPOとかね、また別の方式を考えればいいんであって、まず場所を提供しますよというのが一番簡単でアピール度もあるし、いいんじゃないですかね。後のことはまたそれなりの対応策を考えていけばいいのであって、多分やりたがっている人はね、新宿には特に多いと思いますよ。若い人だけじゃなくてもね。だから、そういうところに、ちょっとずれるかもわからないですけど、京都なんかでも町家再生って言ってね、町家をなんとか、なおかつそういう文化的なものに使おうとかね、あるいは体験型とあって、いろいろそこでね、芸を習ったりとか、いろいろ面白い使い方をしてですね、文化もね、掘り起こしをしようというふうに考えていますね。

そういう意味ではね、ちょうど神楽坂には町家へ行って、ちょうど手ごろなんですね。結構、面積が大きいですからね、200坪ぐらいあるんじゃないですかね、1軒ね。だから、それはマンションになりやすくて困っちゃってるんですよ。自分はもう廃業してマンションかなとって怖がっちゃっているんですよ。マンションになるよりはですね、

やっぱりそういう文化の醸成地というんですか、そういうところにですね、なんか転換できる手法はないかなと。それをやっぱり行政というのは、方法や手法も知りませんが、支援していくという、それで、ここにもこういう場所があるよというのが、そういう文化が一番簡単で、一番アピール度も高いんじゃないかなという気がします。

卯月会長 料亭などを借りてそういう、なにか若者の文化発信なんていうことをやろうと思ったらできる。

坂本委員 なかなかね、やっぱり所有形態なんかありますので、料亭というのは特殊なものですからね、結局、基本的にね、独身女性が所有者、独身女性っていったってえらい高齢の方なんですけれども、警備が少ない方が多いんですよ。なかなかね、これがね、実際には難しいんですけどね。ただまあ、難しいとかいってないですね。基本的にそういうときにやっぱり、何遍もおかみ頼りで申し訳ないんですけどね、やっぱり行政が一枚加わっていただければ、一つの信用度が違うんじゃないですかね。私たち東京都の産業労働局ですか、この方も付き合っているんですけども、その参事さんもこの間そういうコンサルタントを連れてきてくださって、そういうお話をね、町家の利用方法を考えられないかといってお話くださいましたわけなんですけれども、残念ながら東京都は、東京都としては参画できないということで、釘をさされてしまったような、ただ、何とかうまく持っていけば補助金が出るんじゃないかというぐらいの話になってるんですけどね。

だからそういうふうに、そんな簡単な話とはいってないというか思っていますけれども、そこはやっぱり町家の方たちも、ただマンションに売り渡すというのは、必ずしも気持ちの中では、そういうところには売り出せないなとか、神楽坂のお役に立ちたいなという気持ちは基本的にはあります。ただ、そこに問題が、やっぱりおっしゃられたとおり相続とか、警備の問題だとか、いろいろな問題が絡んできますから、単純な話ではできないんですけども、お気持ち的にはあるやに聞いています。

廣江委員 今の坂本さんの話を引き継いで言いますと、所有者の権利関係が複雑になるんですよ。ですから、それをどう整理するかということが大切で、そのときに、例えば商店街が組合としてそれに関わって、きちっとした保証をした上で将来的にどうなっていくかという見据えを立てて借り上げるとかですね、そのためには公的な資金を活用しながら、商店街組合も一部資金を負担するとかですね、そういうことは全部出ると思うんですね。なんかそれをおやりになるべきだと思います。私、それをやった方が自分たちの資産も、あるいは老舗が撤退する時に、その屋号についてどうするかとかですね、このあた

りをもっと考える必要が、私はあると思います。

その点では、非常に大きな機会損失を神楽坂はしているなというふうに思っています。

今、坂本さんがおっしゃったように、もしマンションがそこにできたらどうなるかということを私が冒頭に言った、いつまでも神楽坂は磐石じゃないですね。これすごく大切なことです。

それはもうそれで申し上げておいて、若者が新宿でいろんなことをやっていくようになるにはどうするかということについては、会長がリーディング・プロジェクトを出されていますので、多分そことの関わりになると思うので、それはそれで議論すればいいと思うんですが、新宿区の場合には、屋根のついた場所だけではないということです。もっといろいろ活用できる場所があって、これは公とのやりとりになってくるので大変ですけども、私も歌舞伎町でいろいろ努力をされていて、道路という、本来は道路である広場をどう活用するかということについては、新宿区も大変ご努力いただいたので、かなりちょっと使えるようになってきた。そういう使える場所を、どんどんまちの中につくっていく必要がありますね。それは一種の広場の発想ということですけども、これを提供する。提供するときには、その地域の方々は納得できるようなルールに基づいて提供していったらいい、問題があれば調整していきましょうというのをもっとやっていると、このままアイデンティティーに繋がってくるんじゃないですか。そういうことをもっとやればいい。だから、何か建物がなければいけないというふうに思ってしまうとまずいなと。もちろん、建物があれば非常にいいので、建物について今、新宿区でやっている小学校跡地利用というですね、そういう跡地利用については、全国でいろんなソフトな仕組みのいいアイデアがありますから、これを新宿区でどう取り上げるべきかというふうに考えているんです。私も一番欠けているのは、先ほど申し上げた、やはりいろいろやろうとする方は食べていかなければいけないわけですね。食べるための保証をどうするかというときに、基本的には自分の努力、自分の価値をどう高めるかですけども、周りが権利関係を認めていくようになってないといけないと、先ほど申し上げたことになりますね。そういう仕組みがまだ全国にないんです。ぜひそれを新宿区で取り入れていくと、卯月会長がおっしゃったようなリーディング・プロジェクトの完成型に近づくだらうなというふうに思います。

卯月会長　　ありがとございます。僕も全く廣江委員と同感でね、もっと道路そのもの、広場そのものをどう使うかという話と、たまたま東京都の石原知事が言われたように、東京のしゃれた街並みづくり推進条例ってありますよね。あれはもう再開発のどこやって公

開空地をつくりますよね。公開空地がほとんど使われてない、木が植わってベンチがあるんだけど、誰もそれ使っていないと。その公開空地をもっともっと利用、活用しようという条例なんですよ、そもそも。しかし、それが非常にそれを使ってもいいまちづくり団体が、こうあらねばならぬとか、合意形成が重要だとかいろいろハードルがあって、実際に日本、東京で4つぐらいしかないんだけど、本当にまともに運営しているところは1つぐらいしかない。新宿でもぜひああいう、新宿独自の条例をつくってでもですね、小さな単位でも屋外の空間を使って、それでももちろん室内も両方あってという、そういう活気づくりはもう本当に、僕もしてほしいなと思います。

根本委員　すみません、遅くなりまして。何を議論しているか全然わからなくて、やっと僕もですね、実は遅れてきたのはですね、本当は怒られちゃうんですけどね、午前中にモア4番街で作業中にですね、モア4番街の街路灯は12本あるんですけどね、そこにハンキングバスケットといって吊り花、本当は12個つけるんですけど雨降ったものだからずれ込んだりして、それで遅れちゃったんですけど、それを12つけたんですね。

それから、これ区道ですからね、うまい具合に公共緑化を区の方が協力してくれて、あそこにずっとけやき並木があるんですけど、けやきの足下に4カ所、花壇をつくって、クリスマスローズかな、を中心にいろいろやっている。綺麗になっていますから、今。帰り道でも何でもいいですから見てください。

それからね、今日ね、4時から区役所通りにイルミネーションの点灯式があるんですよ。4時半に区長がポンとボタンを押して、ずっとイルミネーションが点く。イルミネーションは去年からずっと一生懸命やっていた方がいて、やっと今年お金が少しずつ集まって、区は一銭も出していないですからね。で、成功した。せっかくイルミネーションは今日やるんだからというんで、モア4番街の方も今日に間に合わせるような形で、今日ずっと花を植えたんですけどね。

それで、何を言いたいかという、4つぐらいあるからちょっと長くなっちゃうんですけど、初めてですからすみません。

それでですね、まず歌舞伎町ですね、さっき、廣江委員が言いましたね。この1年間ずっと歌舞伎町のライブミュージックプロムナードということでやってきたんです。これは何かというと、歌舞伎町は、まあ団塊の世代は我々青春時代の頃はジャズと歌声喫茶のまちだったと。だから、もう一度ライブの音楽のまちとして再生しようということでやって、12月19日が第4回のライブミュージックプロムナードなんです。それで、今まで

は我々の知り合いのジャズバンドとかなんかに声かけてやってたりしたんですけど、ここんどこにきてプロダクションが入ってきてくれましてね、それで若い連中が、公募したんですよ、ホームページに幾つか。ライブミュージックのホームページ2つほどつくったり、それからプロダクションが自分たちで独自につくったりですね、あっという間に30団体ぐらい。ロックが多いんですけどね、ロック、ポップスの若手が多いんです。30団体申し込んできてましてね、それで30日まで締め切り延ばしているものだから、多分もっと増えてくるだろうと思うんですよ。何が気がついたかというんですけどね、プロダクションの人たちは、若い人たちはみんな歌舞伎町というのはものすごくブランド力があるんだと言うんですね。それからシネシティ広場ですね、コマの前。あそこは、あそこで演奏できるというのはね、もう本当に夢みたいなものだと。あそこは誰もできなかったんですね、今までね。なぜかと言うと道路だから。やっと歌舞伎町ルネッサンスで区だとか、警視庁だとか協力してくれてあそこでやれるようになった。あそこでだったら、金出してもいいからやりたいぐらいの気持ちなんだと言うんですよ。それでどの部門も応募があるんですね。

あそこもできなかったでしょう、それから区役所の前も、今年の春まではできなかったんですよ。どうせだめだろうと思ってやらせてくれと言ったら、区長がうんと言ってくれたんですね。で、区役所前でしょ、それから、シネシティ広場前でしょ、それからハイジアのロビーもOKなんです。今度はサブナードの地下もOKだと。ここに無料ですよというふうにやったんですよ。出演料は出しませんよと。今まで出演料を幾らか出さなきゃ悪いだろうと思ってたんですが、出演料もないけども、もしやるんだったらどうぞというふうに言ったら、どんどん来るんですね。そのぐらいのブランド力が歌舞伎町というか、ここにはあるというのを発見したんです。だけど、そこはね、やっぱりね、行政の障壁が多いんですよ。あれやっちゃいけない、これやっちゃいけない、なんだのかんだの、そのうち嫌になっちゃうんだよね、みんなね。もうやらなくていいって言う。僕なんかふざけんじゃないと喧嘩やっているから、まだいい方なんですけどね、モア4番街も同じですよ。それで今ね、12基の街路灯というのは、まずね、区がうんと言わないだろうと思っていました。これがまたうんと言ったんですよ。うんと言って、やろうと思ったらやっぱり使用申請許可を出せと後から言いましてね、またかってやっているんですけど、あその新宿通りからモア4番街の大けやきの並木道って言ったらすごいブランド力を持っているわけですね。

今日、植込みだけだって、いろんなお客さんがね、写真撮ったりなんかしているわけで



すよね。だから、そういう意味で言うと、新宿のブランド力というのはものすごい一杯あるんだということと、それを、やっぱり我々が気がついて、我々というのは私ですね、要するに新宿区の中にいる私が気がついてなかったということと、そろそろ気がついて、やっぱり行政がこれを邪魔しない、援助しろとは言わないからね、ぐちぐち言わないで、普通に応援する、常識的に応援してくれたらね、かなりのことができるということをおもったんですよ。

ということで、何を言いたかったかということ、今必死になってそれやっているんですよ。それから、神楽坂でいうと私、小唄をやっているんです。これは、今まで議会じゃ言ったことないんですけども、文化の話。小唄で困っているのは何かと言ったらね、お師匠さんの謝礼は、もう学生さん相手みたいなもんだから安くしてくれている。安くしてくれているんですけどね、年に何回かの会議をやるところがないんですよ。今、花園神社を借りてやっているんですけどね、本当は神楽坂のそういう町家でやりたいんですけど、やると何万もかかっちゃうでしょう。5万ぐらいかかっちゃうんだから、料亭に行ってちょっと歌いたいものを歌って5万でしょ、最低。そうするともうやれないんですよ。だから、さっきの話でいくとね、やっぱり若い人たちに邦楽というそういう日本の古典みたいなものを引き継いでいこうとしたら、やっぱりこれ、そこそこのところでいい庭があってね、畳があってやれるような場所を提供してくれたらそれでできる、残るんですよ。

それで3つでしょう。もう1つ言うのは何だったかな。もう1つやっているんですよ。花でしょう、それから歌舞伎町でしょう、小唄でしょう、なんだったっけなあ、忘れちゃったんだけど、そんなようなことでね、結局、歌舞伎町だって新宿全体で言えば、新宿全体はどこでも持っているんですよ、ブランドの力は。それを我々は意外と商店街の地元の皆さんというか、私もそうですけど、自分のところだとそれは当たり前で、あんまり気がつかない。僕は歌舞伎町の外にいて、ずっと富久町の方にいたもんだから、歌舞伎町なんて寄りついたこともなかったのに、やってみたらそういうことなんだから。モア4番街の商店街の皆さん方とおつきあひもごく最近なんですけどね、そこから本来が見えるから、こっちはワアワア言いながら、とにかくモア4番街ってすごいんだっていうふうに、歌舞伎町ってすごいんだっていう話を、私がいえるわけですね。だけど中にいる人たちは、いや当然だろうとか、当たり前だろうとかね、ということなもんだから、その辺のところは行政と外部のと言ったらいいんですかね、の人たちと地元の人たちが、本当に協力するとかなりいいものができるというふうに今、必死になってやっているんですよ。ですから、

残念なことにここ4時半までです。4時半に区長がこうやるもんだからね、今までは4時だから、間に合うと思ったんですけども、イライラしながらあれなんですけれどもね、そっちとモア4番街のね、今進行中ですから、ぜひ。ちょっと長くなりましたけども、そんなようなことを思ってやっています。すみません。

卯月会長 いや、とても有意義な話をありがとうございました。

今、文化とか観光、それから商店街、若者の文化の支援、そんな話をしましたが、ほかの項目でも結構でございます。今日はですね、もう基本計画の最後になりますので。

はい、どうぞ。

平松委員 ほかの項目でちょっと、一言、言わせていただきたいところがあるんですが、この「持続可能な都市と環境を創造するまち」のところの、1の「歩行者や市街地環境に配慮した適正な自転車の利用の促進」とありますけど、文言は別として、自転車利用についてですね、これからどういうテーマ、あるいは案が出てくるかちょっと楽しみなんですけど、私がさっき、ちょっと都心に戻ってきて、最も使う交通手段が自転車なんです。それで、私のところは小石川の高台から神楽坂まで自転車で10分なんですけど、それを往復している以外にですね、ちょっと例えば、三栄町の歴史博物館に行くとか、どこどこに行くというのはほとんど自転車でやっているんです。で、確かに新宿区は非常にアップダウンが多くて、自転車利用には適正じゃないという意見もあるかもしれませんが、このぐらいの距離だと非常に自転車が最適なんです。それで、私の神楽坂の職場から交通機関を使って小石川5丁目に行くと大体40分かかります。南北線で後楽園で乗り換えて、後楽園から茗荷谷まで丸の内線で行って、茗荷谷から8分くらい歩くんですが40分は大袈裟にしても30分から35分くらいなんですけど、自転車だと大体7分から10分なんです。

今、都市交通、都市内移動というのを自転車の可能性というのは、非常に私なども感じておりましたですね、まあヨーロッパの先進事例というかわかりませんが、よくオランダなんかは自転車専用道路があって、サラリーマンの人がビルに通勤してくるときに地下の駐輪場がきちんとあって、そのまま駐輪場からスーツに着替えて職場まで行けるみたいな、そういう話も聞くことがありますし、そういう意味では、この新宿区にしても都心を移動するときの自転車の可能性というのが、非常に面白いし、それで移動だけの交通手段じゃなくて、一種の楽しみがあるんですね、自転車って。

私も車の中で、まあ自分自身で思っているだけなんですけど、一番最高の乗り物だと、

ちょっと思っているのがあって、自転車って、いろんな雑誌なんかを見るとですね、ものすごい多彩なんですね。小型の持ち運べる自転車から始まって、非常にファッション性の高い自転車もあるんですね。それから、よく東急ハンズなんかで眺めながら楽しんでいるんですけど、そういった自転車利用について、もっと新宿は積極的になんか展開できないだろうかというのが私の意見で、歩くということについてはいろいろと視点があると思うんですけど、自転車は確かに難しいと思いますけど、歩くことに比べると。ただ、自転車は今、専用レーンがないので、歩道を走るか車道を走るかで辛い思いをしているわけですね。その辺をちょっとうまくやっていただけないだろうかということをお願いです。

卯月会長 たまたま、昨日、琉球大学で都市計画学会があったんですけどね、ドイツの自転車のことを発表してきたんですけど、ドイツもね、もう7、8年前ですか、自転車レーンがそう簡単にできないと日本で言っていますよね。ドイツだってそんなにできないんですよ。10種類になったんですよ。自転車レーンの公道が。日本で非常に推進しなきゃいけないことは、やっぱり車道を狭める。歩道の中に自転車を入れないで車道を狭めようと。その狭めるには、もちろん自動車の交通量、それから自転車の交通量、歩行者の交通量、全部ある程度予測しながら狭める幅を決めているんですけど、そういうことが重要なのと、今の平松さんがおっしゃったことで、自転車だけを単独でみんな考えがちなので日本は無理だとか、そうは簡単にいかないよねと思うんですけど、公共交通と自転車をセットで考えると。あるいは、日本ではなかなか難しいんだけど、例えばJRに自転車を持ち込むことが可能かとか、あるいは都バスの中に自転車がもし持ち込めたらと考えていたら、ものすごく自転車という乗り物の範囲が広がりますよね。移動の距離というか。そういう少し夢を持ってやったらいいんじゃないかなと、僕は全く同感なんで、ちょっとすみません、言わせていただきました。

平松委員 ちょっと補足ですけどね、JRの中に自転車を持ち込むというのは可能ですから。で、もう昔はチッキを切らなくちゃいけなかったんですけど、今自由なんですね。トゥインクルという、JRとブリヂストンが共同開発して、軽量の7キロ、6キロですね、折り畳み自転車、それを持ち込んで、ヨーロッパの場合は大体自転車の専用の客車があります。

卯月会長 全てじゃないけどね。

平松委員 全てじゃないですけどね、JRは今かなり、自転車に対して開かれはじめ

ていますね。そのまま載せられます。で、今は輪行袋があるんです。輪行袋をつけなくても乗せられます。簡単にもうそれは。

卯月会長　　なんかそういうのやったら面白いですね。

平松委員　　面白いと思いますね。

卯月会長　　いやあ、いろんな、ソフトウェアなんです、要は。そういうことをするには。だから、いろんな研究をすると、ウワツとなんかね、既成概念が広がってくる。

廣江委員　　ごく簡単に申し上げます。

今、平松さんのおっしゃったことについては、提言書の中にですね、ちょっと分科会は忘れちゃったけれども、自動車優先をやらないということを明確にうたっていますので、その中で、じゃあ自動車優先でなければどうするのかということをおっしゃったようにやっぱり交通体系の様々なものを考えて、補足しながら何ができるかということを考えていけばいいのではないか。そのときに、駐輪場についてもきちっとした施設化した駐輪場でなければいけないかという議論も私は入れていいと思う。比較的歩道幅の広いところに置いて、料金をとるということを考えてもいいかなというふうに思います。要は、それによって整備をしていく各段階を決めて行く必要があると。

それから、肝心なことを言うの忘れてました。

卯月会長　　あと5分ですから、皆さん言いたいことをぜひ言ってください。

廣江委員　　新宿に住んでいる人たちが一番新宿についてどういう可能性があるかわからないというふうなお話がありましたけれども、それはある意味ではもっともなことなんですね。やはり可能性がどこにあるかというときには、他とのふれあいによって見えてくるものがあるので、度々、神楽坂の例をあげて申し訳ありませんけれども、神楽坂がいかに面白いかということも、やはり周りの外野の人たちが騒いだところにあるわけです。

ということを見ると、大切なのは、新宿区の中に様々なふれあいの場をつくっていく。だから観光も文化も、ほかの人たちを受け入れてきて、そこから違ったふれあいが生まれてくるというときに、私たちが思っている価値は何たるかということが見えてくる。それと建設的なものをどうつくっていくかというわけなんですね。ですから、そういう意味で言うと、私は交流という視点で観光だとか文化なんかをですね、それから場合によっては地付きの商店街についても考えていったらいいんじゃないかと思いますけれども、むしろ当たり前のことをどうやって人為的に、そこから、これからの発展の芽をつくっていくか、それをある程度、具体化して、この中に入れていけばいいかなというふうに思います。

卯月会長 小宮さん。

小宮(徳)委員 1点ですね、自転車のことなんですけど、身近な環境というのが、私たちのテーマなんですけど、私もいつも新宿駅から会社まで歩道を、甲州街道を歩いているんですけど、まあ自転車がふっ飛ばしてですね、非常に危ないなという感じがします。ですから、本当に自転車はいいものですけども、やはり本当に人にでもぶつかったら大変なことになってしまいますので、そこは大切かなと思います。

あと、ちょっと幅が広くなっちゃって申し訳ないのですが環境の部分で、私たちの第4分科会の中で、エコマネーという言葉を出しているんです。それで、これは経済と環境の融合と言われますけれども、そういう意味でですね、それはどこに持っていくのかなという話もあるんですけど、全体の中で、公益活動みたいな視点の、例えば環境問題もそうですし、もしかすると文化とか芸術の、これからのますますの発展も公益活動で位置づけられるかもしれないということがある。そうすると、やはり今の行政と区民と、この間の仕切りみたいのをはずしてですね、やはり公益活動みたいなものができるのかなという気がして、そうすると、公益活動の推進というようなイメージの施策がですね、なんとなくちょっと薄いかなというふうなところがありますね。もしそういうものができるのであれば、まさにエコマネーなんていうのは、いろんな活動を通して幅広で回すというふうなことが位置づけられるんじゃないかなと。まあ、どう見ても出てこないんですね、第 3 章の、私は勉強はしていませんので、本当に都市内分権というようなことが意味がよくわからないんですけども、ここに入ってくる内容が比較的公益活動を中心にしているのかなというふうに思っていますけれども、このところの意味合いをちょっと聞かせていただくと有り難いんですが。

それで、区民と新宿区さんが、どうも境が今あると。それを取りはずして何が公益という話が当然出てくると思うんですけども、そういうものを推進してどうするんだというような中の括りがですね、第 3 章の「都市内分権の推進」とかというところで、なんとなく組織とか場所とか、そういうのがあるので、実際のソフトといいますかね、そういうものの検討をどんどん進めていくよというところが、どこに入るのかなというのがあります。

根本委員 今まで言ってきたことなんですけど、最後だからと思って、分科会がですね。何回も基本構想もつくりましますしね、それからいろんな基本計画も行政はつくるわけですね。で、書くのは綺麗なんですけど、実行率はどうかというと、しかしながら緑被率が減少しましたとかね、なんとかは上がりませんでしたとかというふうになっているんです

ね。ですから、ぜひ今度の、　までですよ、みどり、環境、水辺、あるいは自然だとか歴史、文化を守るなんていうのは、会長の意向で、ぜひ、これはやるんだという強い形の表現でぜひしていただきたいなというふうに思うんですよ。それが1つなんです。僕らが、例えば、みどりの基本計画と言ったってね、緑被率17%の、17.何%を18%にしますかと、実際に下がっているんですよ。下がっているのに、また来年までに上げますという、今度、おとめ山とか、もし取得すればなるかもしれないですけど、下がっているのに来年までに上げますという、平気で書いているという、これはね、その年に基本構想をつくったってしょうがないだろうというふうに思いますので、ぜひそういう、今度の基本構想審議会の中では、きっとそういう決意というものを期待しております。

それと、もう1つはやっぱりさっきのまちの再生、商店街の再生、実際は神楽坂には歴史があるわけですよ。寺社もないって言ったってあそこにあるわけですよ、寺社。それから、江戸時代、明治時代にやっぱり発展した文化も残っているわけでしょう。歌舞伎町で言えば我々の青春時代の歌声喫茶とかそういう、なんとなく残ってて、それからモア4番街で言えばあれだけのけやき、あれは移植したんでしょうけれども、樹齢で言えば100年から200年近いけやきの並木、珍しいんですよ、新宿の駅周辺で。あんな大きな木の並木が残っているなんて。だから、当然、大事にすべきものというのはやっぱりあるだろうというふうに思うんですよ。そこが個性として大事にされて発展させられるというか、気がついていくと、そしてみんなで努力すると、地域の個性のある商店街になるという形で発展してくるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。だから、なんでもいいからとにかくやっちゃえっていう話じゃなくて、なんかやっぱりそこにそういうものがあって、それが大事にされて、全体から関心をもたれたり評価されると、それが観光になっていくということなんだというふうに思うんですね。

だから、人を寄せるためになんとかするという話じゃなくて、それを大事にして広がることで結果的に人が集まってくるというか、広まってくるんじゃないだろうかという気がしているもんだからですね、そんなことで、その2つだけ。最後だっていうんで余計な話もしちゃってすみません。

鎌田委員　この　章のところにある、個別目標、「環境への負荷が少ないまち」とある中の、ごみっていう、私、このごみというのが非常に気にかかるんですよ。一般にごみと言えば簡単に、確かにごみなのかもしれないけど、たとえばこの　にある「資源循環型社会の構築」ということなんですけれども、「ゴミの発生抑制を基本とするゴミの減量とリサ

イクルの推進」、ここらへんのところですね、意味は私わかるんですよ、ごみの減量。だから、ごみって果たして何なんですかということと同時に、減量、ごみを減量する、これごみを少なくするんだらうと思うんですが、リサイクル、結局、資源型と本当のごみと分けるということなんだらうと僕は思うんですけどもね。

私がここで言いたかったのは、これは我々区民なり区だけで独自で、ワアワア言ってもどうにもならんことなんだけど、こういうものをつくるね、いわゆる川上である生産者にね、もう少しね、責任を持ったことを考えてもらうような方向性を、新宿区として、ドーンとこう、これは新宿区だけで片付く問題じゃないんですけど、そこらへんをなんか強く打ち出す方策を考えてもらいたいと思います。

例えば、このペットボトルなんて私知らなかったんですけど、捨てる場合にね、本体とキャップとは別にしなきゃいけないんだそうですね。だから、こんな面倒くさいこといちいちやってられませんよ、どれがごみだか資源なのかしらんけども。だからね、それよりね、消費者もこれ使うんですから、飲ませていただくんだって金払うんですからね、だけど、川上にある生産者にね、もう少し責任を持ったこと、このペットボトルだけじゃないですよ、缶でもなんでもそうですね、最近便利になっていますから、昔はビール飲めば、ビール瓶を返せば5円か10円くれましたよね、簡単にね。僕は、基本的には本当はそういう制度が一番いいんですよ、ごみにならないわけですから。だから、そこらへんのところをちょっとなんか、わかるんだけど、この辺の感覚と表現の仕方、ちょっとなんかもう少し考えていただきたいなと、私個人としてはそう思うんです。

卯月会長　はい、わかりました。

じゃあ、すみません。ちょっと時間になってしまいましたので、また元の会場に戻っていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

卯月会長　それでは再開したいと思います。

まずはじめに、　章から　章について成富会長代理より若干説明をお願いいたします。

成富会長代理　Aグループの方では、最初の方に議論すべき項目で、2番目の議論として、第　章の、主に3の部分で、人の育ちに関するものを目標として立てておりますが、もっと教育を強調すべきじゃないか、とりわけ学校教育、どの範囲かって議論もあります。それから義務教育、自治体が直接が関わる義務教育などの学校教育を主に念頭に置いた構成にするべきではないか。

まあ、細かい議論は省きますが、地域と学校、それと行政ですね、教育委員会も含めた行政というか、そういったものの連携をもっと強調すべきじゃないか、こういった意見も出ました。

もう1つは、だから若者への支援策というか、青少年といいますか、それに対する施策も必要だということでは共通していたんですが、位置づけをどうするか、教育の中に位置づけるべきか、それともむしろ育ちの中に入れるべきだというご意見と、逆に生涯学習というふうな部分で入れていくのはどうかという、ちょっと意見がいろいろ出ました。位置づけ方をもう1回検討したらどうかということでございます。

それから、もう1つは外国人の問題、これをもうちょっと前面に出したというか、個別目標として考えたかどうかというご意見。新宿は、外国人は3万人になって、非常に多いこともあって、総合的な政策を立てるべきではという意見が出ましたが、まあ、他方、骨子案の構成に続いているというような趣旨のご意見もございました。少し具体的な外国人の状況ですね、そういったことも幾つかご意見が出たんですけども、位置づけとして、もう1つそれと関連して、平和というような、前回の基本構想では明確にでている平和、国際化というような、そういった文言が出ていない。以前は外国人はそこに位置づけていたということなんですけど、そういった考え方もできると。平和、国際を前面に出して、その中に位置づけるような考え方もあるんじゃないかというようなご意見ですね、ちょっといまだにわかってないかもしれないんですけど、そういった中で議論をして、個別具体的なところに入った議論もいたしました。

資料の方、また整理していただきます。もう1回改めてそれをご覧いただければと思います。

以上です。

卯月会長　それでは、Bグループの方の議論を若干報告をさせていただきます。



まずはじめに、住宅施策について私の方から少し問いかけをいたしました。まあ、これは以前、成富起草部会長の方から重要な論点の1つだということでご提示がありました。それで議論の中でも多々ありましたけれども、今、都心回帰という状況であると。新宿区でもマンションをはじめとするいろんな集合住宅が増えてきて、若干のトラブルもあるとそういう意味で、集合住宅の計画の段階、建設の段階、それからその後の維持管理を含めたルールをきちっとつくるべきではないか。集合住宅も1つの住宅形式として、国土交通省も含めてですね、いい維持管理がされているものが財産価値が高いということで、売却をしたり、賃貸をするときに大変重要な要素になるということで、当たり前ではございますが、フローの時代ではなくストックの時代であるということ認識して、集合住宅に関してきちんとした対応をしよう。で、集合住宅は住宅政策のみならず、それにプラスして文化とか、あるいは地域のコミュニティということを含めて考えるべきであろうということが、1つ目の大きな話でございました。

2つ目は、商店街の活性化ということから話が進められましたが、新宿区内に商店街が多々ある、商店街によって外からの人たちがたくさん来るような商店街なのか、あるいはもうちょっと地元貢献するタイプなのか、幾つかの場所が持っているポテンシャルということもあるので、少し方向付け、パターン化をしながら、その中で活性化すべきだろうというような議論とともに、それは次の話題にも関係するんですが、もう少し若者たちが新宿のまちにやってくるようなことを考えるべきだろうと。特に、ほかの項目に上がっていますが、「若者文化の支援」というのが 章に入っています。若者が60年代以降、新宿の新しい文化をつくり出して、それを地域にどんどん波及させていったという魅力があるわけです。そういった意味で、やはり面白い、なにか新宿ではできるんだというようなイメージをつくるためにも、場の提供あるいは拠点の整備。これが公共が全部つくっていうそういう意味じゃなしに、今あるものを利活用する中で、場の提供や支援の仕組みをつくるべきではないかと。例えば神楽坂の、これ事例でございますが、神楽坂の料亭なども普通に借りれば当然、高いわけだけれども、少し何かNPOやまちづくりの仕組みを使うことによって、そこで若者がなにか文化の発信ができるなんていうこと、あるいは一見組み合わせのアンバランスがあるかもしれないけれど、そういうことをすでに日本でやっているところが横浜だったりあるわけですね。そういったことを含めて場の提供をしていくと。

若者文化の支援という意味では、建物だけではないだろうというご意見もございました。

今ある道路空間、例えばモア4番街もそうですが、オープンカフェであったり、大道芸人であったり、また東京都が持っているしゃれたまち並みづくり推進条例などもそういうことを推進しているわけですが、そういったことをもっと新宿でも活用できるのであればということがありました。

次は、自転車利用の推進。項目にはあがっておりますけども、まだまだ自動車からきちっと脱却、自動車とうまいつきあい方を21世紀は考えなきゃいけないということを、もう少し基本計画の中できちつとうたって、これも事例ですが、JRの中とか、あるいはバスの中に自転車を持ち込んで、自転車のトリップを少し大きくしていくということも含めて考えるべきという。

まあ、その他大きな議論はできませんでしたが、ご提案としてありましたのは、区民会議の提言の中にはエコマネー、いわゆる地域通貨ですね、というようなことがあったんですけども、ちょっと弱いのではないかと。地域通貨を使って必ずしもエコロジーの関係だけではなく、文化に関してもその他芸術に関しても、地域通貨という手法を使って、もう少し、地区協議会も含めて活動できないかと。

さらにごみ問題につきましても、ごみをつくり出したのは生産者であろう、生産者に対する規制というか要望等もしていいだろう。

さて最後に一番大きく、私どもに言われたことはですね、水とかみどりとか環境、歴史、いろんなことが基本計画には書いてあると。しかし、日々、水とみどりというような自然の環境というものが減少していく方向にあることは否定できない。したがって、この基本構想・基本計画を本当にもっと確実にそれを増やしていく、あるいはもっと強くそういったことを打ち出す方向を考えるべきであろうと。長期的な視点に立って、確実な政策を実施するというのを議論していきたいと、会長向けのメッセージが送られてしまいましたが、私も同感であります。

まあ、以上がBグループの論点でありました。

それではですね、次第に従いまして、2番目、起草部会からの提案についてご説明をさせていただきますと思います。

資料1、それから1-1、1-2、それから1-3について簡単にご報告をさせていただき、議論をしたいと思います。

これとは別にですね、机上に参考資料というのが配付されているかと思います。基本計画と都市マスタープランの総合化のイメージ。これは最終的な、目次的なイメージを詳し

く書いてあるものです。それとその下の方を見ていただきながら、今からの説明を聞いていただければと思います。

さて、資料1でございますか、「起草部会からの提案」。

本日は、起草部会からの提案を3つしたいと思います。

まず1-1に関してですが、これは「区政運営の基本姿勢(たたき台)」、今回、基本構想・基本計画を新しくつくるわけですけれども、その前段に共通する行政としての基本姿勢、あり方というものをやはり1項目述べるべきではないかということが、起草部会の中で議論をされてきました。そこで、起草部会からの提案として出たのが、1-1でございます。

ここに6つのことが書かれています。これは最終的にこういう文章になるかどうか、ちょっとまだわかりませんが、いずれにしてもこの基本構想・基本計画を実施するに当たりまして、新宿区がどのような基本的な姿勢で取り組むかという重要なことを、やはり書いておいた方がいいだろうという問題意識で、この6つが挙がっています。若干、なんとなく行いますというような表現になってるので、起草部会からの提案というのに、ちょっと雰囲気が違うのではないかとご指摘もあろうかと思いますが、このような形で中身に入ったらどうだろうかと考えております。また1つは区民の起点というような、起点。それから、これは言うまでもありませんが、今回はこれまでの基本構想・基本計画以上に協働と参画という問題が大きくなっていますので、そういった点。それから、3番目にはより全区的な話だけではなくて、地域地域の持っているパワー、地域力を強化する方向でいくのだというようなこと。また4番目には、その基本構想・基本計画で掲げられている様々な施策が、途中の段階でもきちっと見えるようにしようと。結果オーライだけではなくて、その結果が生まれるプロセスを重視しながら、そのプロセスを途中の段階でも評価できる方法を考えていこうと。それから5番目には、とはいうものの税金を使って行う事業の根底に求められているのは効率的であり、あるいは効果的なものであるということが、5番目には求められていると。さらに6番目には職員の持っている力、能力をフルに活用するというようなことが必要であらうということが、たたき台としてございます。

引き続き1-2、1-3を説明してから、少し議論をしたいと思います。

1-2につきましては、これも以前の審議会の中で、若干この話をさせていただいたかもしれませんが、基本計画は6章立てに今動いているわけです。そうしますと、ややもす

るとですが、6章に個別の施策がつくわけですので、従来型の行政の縦割りに陥りやすいことが予想されます。そういった縦割りになりがちなことを、横できちっとつないでいく、さらに区民の方々と共に協働でやっていくということをきちっと推進するために、3つほどの協働リーディング・プロジェクトという大きなプロジェクト、個別には基本施策の中に載っているものを大きな括りで、縦と横で、マトリックスを組むような形で構成してはどうかというご提案であります。これにつきましては、起草部会の委員の方から個別にご提案をいただき、それでさらにそれをどのように、それがどのような関係になっているかということを経験した上で、今日お示しいたしますのは、3つのリーディング・プロジェクトというものでございまして、1つ目が「新宿型近隣力再生」、2つ目が「みんなで育む水辺と森の環形成」と、3つ目が「新しい価値を創造し発信するアートのまちづくり」というものでして、この3つのプロジェクトと、それから6章立てになっている基本施策の関係でございますが、基本的には6つに全部絡むということでももちろん、少し強く絡むところと、少し弱く絡むところというのがありまして、若干コピーでわかりにくいと思いますが、強弱がついている格好になっております。

さて、1ページめくっていただきまして、プロジェクト1、「新宿型近隣力再生プロジェクト」。これはですね、新しい言葉として近隣力というのが出ていましたけれども、要はコミュニティの力ですね。NHKのご近所の底力じゃありませんけど、これからいろいろな福祉の問題だけでなく、環境の問題、それから子どもの問題、全て地域が持っている力が問われているわけです。したがって、地域力をもう一度再生するプロジェクトというのを打ち出して、各地区協議会ですね、競争しあいながら、あるいはうまく交流しあいながら、その地域力を高めるということをやっているということです。

このプロジェクト1につきましては、関連する基本施策は、ちょうど真ん中辺にございますが、「都市内分権の推進」とか、「コミュニティ活動の展開」、「地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり」、「住み慣れた地域で支えあう仕組みづくり」、「犯罪の不安のないまちづくり」と、5つを中心として進めることができるのではないかと。こういうことになると、先ほど申し上げた担当課、担当部だけではなくて、横断的にこういうことが進めることができるのではないかと、そういうプロジェクトでありました。

次のプロジェクト2でございますが、「みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト」、これも同様にですね、新宿区全体の大きな水辺と森の環を実施するというのは、なかなか1つの部、1つの課では実施できません。もう少し全区的な取り組み、あるいは地区協議

会での詳細な取り組み等が、かなり多面的な取り組みが求められています。真ん中にちょうど6の施策が載っておりますが、「都市内分権の推進」、「水辺と森の再生」、「地球環境問題への取り組みの推進」、「楽しく歩けるネットワークづくり」、「身近な水辺とみどりをいかしたまちづくり」と、こういったものを含めて水辺と森というのを推進したいということであります。

3つ目は、「新しい価値を創造し発信するアートのまちづくりプロジェクト」。これも今日Bグループでは大変時間をかけて議論をいたしましたけれども、もう一度新宿から新しい文化、アートに関係するようなことを発信したいと。もうちょっと新宿力というようなものを日本に向けて、あるいは世界に向けて発信したいというような考え方から、ちょうど真ん中にございます7つの施策を横断するような形で出来ています。

この3つのプロジェクトをどのように進めるかということがちょうど2ページのところにございます。

進め方については、もちろん今後自由にいろいろと議論、区民の方々と議論をしていくんですが、特に2つの視点について、特に重要に考えたいということであります。1つは、地区協議会というのが、今回の基本構想審議会の大きな柱になっておりますので、全区的な取り組みとともに、各地区で、じゃあ例えば、ある協議会ではプロジェクト1を特に推進したいというようなことで手を挙げていただいたり、うちはみどりと水をやりたいというような手を挙げていただきながら、そういう地区の個性、地区のやる気を含めて、地区協議会とのいい関係づくりをやっていこうということと、それともう1つ、2つ目なんですけど、これはかなり特徴的なんですけど、どのプロジェクトを推進するにも、子どもの参画のしくみを取り入れようということであります。全てにわたって子どもの将来の問題というのが大きいということは、第1分科会から出ていますので、この3つの案のプロジェクトを推進するに当たって、特にどうしろという具体的な話は今後だと思いますが、大人だけのプロジェクトではなく、子どもの参画を前提にしたプロジェクトとしてしようということが、共通の考え方として導入されると思います。

これが、資料1-2の説明でございます。

さて、1-3、これは「区民と専門家等によるチェックのしくみ」です。今、1-1のところ、区民に成果が見える区政運営を行いますという、区政運営の基本姿勢がございましたが、それを受けましてご提案として出ているものであります。

平成20年度からスタートする新しい基本計画に、その進捗状況を行政だけでなく、行

政外部からもチェックするしくみの創設を起草部会として提案したいと思います。

現行の行政評価制度に、新たに区民、これは区民会議、それから、基本構想審議会の中でも参画いただいている区民の方ももちろん含めましてですが、新たに区民及び専門家等による外部評価のしくみを導入すべきではないかというご提案でございます。これまで内部の評価でしかなかった行政評価を、より客観的、それから信頼性を高めるために期待をしたい。

これは具体的にじゃあ何年置きにということとか、実際にはですね、評価の指標をどのように設定するかというのは大変難しい課題が多々あるわけですが、とりあえず今回、基本構想・基本計画の中に、このようなチェックのしくみがまず必要であるということやうたわないところには、なかなかこの新たな課題に挑戦することもできないということで、できる限り早期に創設することを提案したい。このことは、基本構想・基本計画に対するチェックのしくみだけではなくてですね、その後に繋がる実施計画事業につきましても、基本的にはカバーするものであるという意味で、起草部会から提案をさせていただこうかと思っております。

以上、1 - 1、1 - 2、1 - 3を、この参考資料「基本計画と都市マスタープランの総合化のイメージ」の目次立てのどこに入れるかということも、まだ実は決まっておりません。ただ、最初に申し上げた「区政運営の基本姿勢」、1 - 1につきましては、基本構想の中でなるべくうたった方がよいのではないかと。

それから、1 - 2の「リーディング・プロジェクト」については、下の方でございますが、章、「計画の内容」と書いています。「(1)区全体編」の次あたりに「リーディング・プロジェクト」を入れたらどうかということが議論されています。さらに「区民と専門家等によるチェックのしくみ」にあたっては、これもちょっと書きっぷりによって若干違いかもしれませんが、大変重要なことなので、計画の基本的考え方のあたりに入れてはどうかということを議論をしている最中であります。

ちょっと長くなって大変申し訳ございませんでした。1 - 1、1 - 2、1 - 3について、ご意見を頂戴したいと思います。

いかがでございますでしょうか。

安田委員 安田です。

1 - 2のですね、「新宿型近隣力」、いわゆるプロジェクト3つがございますけれども、その最後の「新しい価値を創造し発信するアート」の部分なんです、ちょっと気になり

ますのは、これ内容は必ずしもアートじゃないわけですよ。いわゆる広い意味での文化をとらえているわけなんです。外国人との共生、多文化共生とか、そういう部分。あえてここにアートという部分ですと、芸術という部分が強く出てくるのかどうかというのが、言葉としてですね、イメージとしては出てきちゃうような気がしますので、平易ではありませんけれども、やはり発信する新しい文化の創造を意味しているわけでしょうから、どうでしょう、幅広い部分の文化という言葉で、括ってもいいんじゃないかなと、私自身そう思ったわけです。

卯月会長 はい、貴重なご意見ありがとうございます。

その他ございましょうか。

はい。

津吹委員 津吹でございます。2ページ目の「子どもの参画のしくみの導入」というところで、ちょっとイメージが湧かないんですけれども、今、子どもの取りあいまいたいな、事業をやればすぐに子どもの取りあいで、子どもが忙しくてしょうがないというような状況があるものですから、どこまでそれを子どもに依頼していくのかなとちょっとイメージを教えていただきたいと思います。

卯月会長 それはですね、まだ議論をしていないんです。ですから、個別のプロジェクトの中で具体的に考えるんだらうと思うんですが、第1分科会の高山さんなんかどうですか。

こういう、何て言うんですかね、子どもの話は個別の方針ではなくて、全体の方針に入れたいというのが第1分科会のずっと強いご要望でございましたので、こんなことになっているんですよ。

高山委員 すみません。第1分科会の方で、議論する前にですね、やはり基本構想に影響を与えるということで提言書をつくらうということで話が始まりました。その後、やはり将来のことを考えた未来をつくるということになってくるであろうと思いますが、それを担うのはですね、現在やはり発言力の弱い年齢の層ではないかということで、我々がそれを一応加味してものを考えているはずなんですけれども、やはり現実なところとして、機会あるごとにその年代の人たちからも、その年代としてのものの考え方みたいなものをやっぱり吸い上げていく必要がやはり絶対あるだらうということで、話をしてきまして、できる限りそういう意味で子どもたちが参加できるような場、あるいは子どもたちが何をやっているのかを把握しながら、うまく育っていってもらえるような形になって、周りの

全ての親ですね、そういうことを置きながら考えていただけると有り難いというような考え方なんです。

卯月会長　起草部会の中での議論だけではないんです、私の個人的な考えで言えば、なんて言うんですかね、地域と学校との関係、あるいは家庭と3つになったときに、地域の中にもっといろんな選択肢があってもいいんじゃないか。もちろん、全ての子どもが全部参加しろなんて言ったらもっと機会が増えちゃうわけですが、本当に子どもが自分で興味をみつけたりするのに、なんか結構可能性が本当にあるんだろうか、自分の自由な時間、限られた自由な時間を使うときに、本当に自分の興味あることをみつけて、それを徹底的にやるようなチャンスを与えてあげることの機会を増やしてあげてもいいんじゃないかと。無理にとにかくやれって言うんじゃないくてですね、本当にそこを勘違いしてはいけないんですが、自主的にやりたいというようなプロジェクトを、自主的にこうしたいという、それをどのように育てたらいいかということが、我々なかなか難しくわからないので、そういう機会に、これはもう子どもは関係ないよ、あるいは子どもだからこなきゃいけないよって、そういうこともひとつ乗り越えてですね、なにか地域のプロジェクトとしてできないかな、気持ちなんです。

沢田さん。

沢田委員　今でも子どもの参加というのは、ところどころで具体的にやっていて、例えば公園のリニューアル、最近、児童遊園なんかで、始めていまして、子どもの意見を聞く場というのを設けて、やっているわけなんです。それで、子どもフォーラムというのも区の方で、区長と直接子どもがやりとりする場がありますけれども、その中でも全体的にはやっぱり学校とか子どもに関することを決めるときは子どもにも意見を聞いてほしいという意見が子どもから出ていたりとかということで、やっぱり私は主権者としての子どもの育っていく、いろんな仮定の中で意見を言ったり、自分で考えて意見を言う、それがまた反映されていくというようなね、体験をしていくというのはすごく重要だなあと、そうすることでまた区政に対してもいろいろ関心を持って、地域にも関心を持った中で育て、高齢者との関わりを持っていくとか、世代を超えてですね、やっていくことができると思うわけですね。それで、こういう区民会議とか、そういうやり方をやったところが、いろいろほかの自治体でもあったんですが、例えば足立区なんかは区民会議みたいなものを行ったときに、年代別でやって、それで小中学生のグループとか、高校生、大学生のグループとかいうふうに分けて、そこで子ども同士で議論をさせるという経験もさせている



という、中にはすごくいい意見が出ていたり、少人数学級にしてくれとか、先生たちももっとうまく教えられるように勉強してとかということも含めて、すごくすばらしい提言をさせていただいたので、やっぱりあらゆるところで機会を捉えているいろいろな形で子どもの参加、これは強制ではなくですね、権利として認めてやっていこうかなあと。素晴らしいことだろうと思います。

卯月会長　　ありがとうございます。

成富さん。

成富会長代理　　14日の日はちょっと議論に参加ができなくて申し訳なかったんですけど、この話が、まあその前のときにも議論したので、多分考え方として、子どもが主体的にという項目だけではなく、いろいろあると思うんですが、じゃあそれを一体どれだけどうするのか、プロジェクトですので、どうするのが、多分一番問題になってくると思います。

いろいろ意見を出し合って、子どもの意見を尊重するというのもあると思うんですが、何よりも子ども自身が企画に参加するとか、あるいは自治体の、まあやるものによって全然違ってくるとは思いますけど、そういうイベント的なものであればそのイベントの役割も分担するとかという、そういう意味での主体的参加というか、企画から参加しないとあまり意味がない、意見だけ集めて聞くという一種固定的なですね、イメージがあったと思います。

近隣力の方では、子育ての顔をつなぐようなネットワークというものをいかに、それはやっぱり大人が考えやっていくということなので、むしろ子どもの、子ども区民会議みたいな発想もあると思うんですが、そういう、ただ意見を言い合うということ、それも必要かもしれませんが、何よりも具体的な場において企画できるような、ミニミュンヘンというのがちょっと参考で出ていると思うんですけど、まさにこの体験、体験企画ですよ。子どもにも大人がやっている世界を自分で体験してみるような感覚で、今日のこのプロジェクトが出てきたと思います。

ですから、これは結構、これをお世話する大人は大変だなという、大人がやれと言っちゃいけないわけだから、ものすごい大変なんですけど、やっぱりそういう大人がサポートしつつ、企画そのものをやっていけるようなものを、各プロジェクトに組み込むということじゃないかなと思います。それをだから1つやっぱり具体的にプロジェクトの中に要素として設定するという、1つのなんか、わかりませんが区の事業的なものとして組み込

んでいるようなイメージを僕は持ちました。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございました。

ほかに。1 - 1、1 - 2、1 - 3 全てにわたって結構ですから。どなたかご意見、ご質問とかございませんか。

はい、野尻さん。

野尻委員 子どもの参画についてですけれども、ほんとに子どもたちというのは大人の想像できないような力を持っております。生涯学習推進委員会でカウンセリングしたこともありますし、中学生が参画、それから全て運営に関するものですね、全ていたします。大人が変わるんですね。子どもが子どもを育てて、当日になりますと、もう倍の何十人になっております。そういう場というものを子どもたちは求めているんですね。ですから、大変これはもうしっかりと位置づけていただいたことが嬉しく思います。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

ほかにご意見ございましょうか。

はい、鎌田さん。

鎌田委員 鎌田です。全く同じ意見なんですよ。子どもの参画ということは今、委員がおっしゃったような言葉で、やり方によってはいろいろな不満はあるかもしれませんが、こういう基本的な大事な項目は、やはりうたうべきだと。例えばですよ、私はほかの審議会にも出てるんですけれども、子どもの安全を守ろうとしてね、大人たちがいろんな地図をつくったり、いろいろ調査してるんですけど、これはやっぱりね、この前の話でも出たんですけど、大人の見ること、考えることと、子どものやっぱり見る目線とはどこか違うところがあるんですよ。だから、本当に子どもたちが安全となれば、大人の間もさることながら、子どもの目線でやっぱりものを判断して、やっぱりそういうものをつくってあげるとというのが、僕は当然の姿だろうと。

そういうことをね、今まで往々にしてね、そのあっちこっちで私見ているんですけど、一生懸命になって大人がやっているんだけどね、本当に子どもたちの目線で子どもたちの声を聞いたりするもののやり方でやってないのが多いんですよ。大人がつくったものをね、おれたち、お前ら、安全、安心こう言うふうにしてとか、こういうふうに気をつけるとか、いろいろ心配してあげているけど、やはりそこら辺のものは子どもの参画をやっぱり通ってですね、一緒になってつくったものを推進していかないと、本当の姿のものに僕はなっ

ていかないと。これは、個々によってやり方はいろいろケースバイケースで違うと思うんですけども、基本的な考え方としては大いに僕は賛成です。いいと思います。

卯月会長 他にございましょうか。

安田委員 この、「子どもの参画のしくみ」というのは大いに賛成なんですけども、今のお話の段階で、イメージは、下であれば15歳以下のイメージも多少膨れているんですけども、私はむしろ子ども・若者と、こうやった方がいいのかなあという気がしているんですけども。テーマによってはですね、やっぱり若者という部分が出てこない、つながっていかないんじゃないかと思imasので。

卯月会長 はい、下の事例はあくまでも1つの事例でありますので、プロジェクトによっては確かに高校生なんか、どういうふうにその場で参画するか、極めて重要だと思います。

ちょっと蛇足かもしれませんが、ミニミュンヘン研究会というのもやっておりまして、ビデオをつくったりしてるんですが、実際にそのまちに参画できるのは15歳までなんですけど、スタッフというか、それを後ろでカバーするのは、実は15歳を過ぎた、ここで体験した子どもたち、高校生、大学生になってきているんですね。その上の子どもたちが下の子どもたちに、ここはこうだよと、いろいろと口伝えで教えたりして、本当に大人がもう何も口を出さなくても、子どもたちだけのまちの運営ができています。これは歴史もあるせいなんですけども、そういうことを考えれば、中学生、高校生の違った役割というのはきっとあると思imasので、ここには子どもって書いてありますが、そのぐらいを含めて、プロジェクトによってはつくることできると思imas。

成富会長代理 すみません、ついついこっちでイメージが、わくわけではないんですけど、今でたような話を聞いていると、昔もうなくなった、さっきちょっとAグループで話をしてたんですけど、子ども会の再生みたいなイメージをね、子ども会って基本的に子どもが考え、やるべきで、子ども会の卒業生というか、大きくなった子がきて、いろいろ教えたりとかという場が昔は、まあ僕らの時代も結構ありましたけど、それをそのまま再生するわけじゃないけど、ある意味そういう子どものつながり、縦のつながりみたいな、横のつながりも希薄ですけど、そういったものも念頭に置いて、まあいきなり卒業生は出ませんが、最初はとにかく大人がサポートするのもかもしれないけど、イメージとしてはそういったものを定着させると。ただ、子ども会というようなものではもちろんないんで、やっぱり具体的に水辺と森の事業とかっていう、具体的な中身がわかってはじめて子どもも

関心を持つのかなというところがあると思うんですね。

一般的に好きなことを何でもやりなさいというのは一番難しい話で、そういった意味で、具体的なプロジェクトの中に組み込んでいくというのが面白いなどは、個人的には思いました。

卯月会長　はい、どうぞ、津吹委員。

津吹委員　構想については非常にいい構想だなあと。実際に新宿区にはフリースクールのシューレという学校があって、あそこはもう小学生、幼稚園レベルから自分たちで私的な大学をつかって、各大学の講師を呼んできて、自分たちの好きなことを研究しましょうと。小学校、中学校のカリキュラムから全て自分たちでつくっている、もう事例があります。だから、そういうものを大きくしていく意味では非常にいいのかなと。ただ、シューレが抱えている問題点、つまり行政と全く反対のことなものですから、学校が規制しようとしていることをフリースクールという形で実現しているんで、結果的には文部科学省も含めてノーという状況が今、あります。そういう土壌づくりをどうやってつくってあげるか、そこに子どもたちが通うにしても、学割はきかないからといってお金がかかるとか、いろんな課題を抱えてシューレさんはもう何十年やってきた。それを今、全国ベースになっている。

本当に不登校生の草分けのところですから、そういうものを学びながらそれをうまく活用していくという方法論はあると思うんですけども、そこで学校をつくろうとすれば行政の許可と、必ず相反するところが出てくるので、そこをうまく本当に調整できればすごくいい仕組みができるのかなと。だから、そこができないとやっぱり行政的な考え方で進んでいくと、失敗してしまうのかなという心配があるものですから。あと、今までみたいな無理矢理引っ張ってくるというか、どうしても地域の、さっきの地域レクリエーションなんかにしても子どもたちを中心に、主体にしていこうということで、今やっていきますけれども、当初はなかなかそれがうまくいかなくて、やっぱり部活の人間をそのままスライドしてくるとか、強制的に参加させていく。すると、どこかのおちこぼれを、まあこれは失礼な言い方ですけども、たまたまクラブでいうと一軍は練習できるけど二軍はそっちに行きなさいということで、中学校でやっていた時期がありました。そうすると、そこで一軍二軍を使い分けをするような学校の生徒になってしまう。それがでてくるからそれでいいんだという、やっぱり大人の考えになってしまうと、どこかで、まあ来れば楽しめるんだけども、どっかで自分は二軍にされてしまったという、やっぱり負け根性が出て

しまうんで、そういうものをつくらないでうまく仕組みができるのであれば、非常に理想的だなとは思いますが。

卯月会長　　よろしいですかね。それでは、今のご意見参考にしていただいて、まさに行政側と区民の主体的なものを行政が支援していくという協働だと思しますので、今のご意見も参考にしていただきながら、少し次回の審議会に骨子案としてまとめるために進めたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

前回、「めざすまちの姿」について、会長案というのを誠に拙い文章で申し訳ございません。出させていただきました。あと残り20分ほどとなりますので、これについてご意見がございましたらぜひいただきたいと思います。

資料ございますでしょうか。もしないようでしたら、ちょっと手を挙げていただければ事務局から届けてもらいます。よろしいですか。

じゃあ、どうぞ。

はい、沢田委員。

沢田委員　　最初に質問なんですけれども、この「めざすまちの姿」という文は、今度新しくつくる計画でいうと 章の「新宿区の将来像」というところだと思うんですが、今さっきまで実態的にグループで議論していたのは、 章の「計画の内容」のところだと思うんですね。この内容のところも含めて、今度は都市マスタープランと一緒にいるところなんですけれども、実際に基本構想審議会では非常に起草部会の皆さんにご苦労をいただいて、事務局も努力していただいて、議論の時間を増やしていただいたのはいいんですけれども、それでも当初の予定よりは骨子案が出るのが、相当遅れてしまっている状況だと思うんですね。次の審議会的时候には、骨子案が出るような形なのか、骨子案の案みたいなものなんで、骨子案のイメージもまだ、よくつかめないというのが。柱立ての話とかさっきのグループでしているんですけれども、区民会議の提言書の内容がここに補充されて、出ているんですけれど、これがどこまで明記された形の骨子案にしていくのかというのがよくわからないで議論しているというのがあるんですね。

それと、都市マスタープランを都市計画審議会で行っているんですが、都市計画審議会の方は、このあいだ「めざすまちの姿」の方を結構議論もしたんですけれども、細かい中の項目のことの議論というのはあまりしていなくて、事務局案という形で、ぱっとでたものを、一応全体で議論しただけで終わってしまっていて、都市計画審議会の方は、もう重

要な骨子案が出るまで、審議会そのものは方針はないんですね。それで、12月14日にいきなり骨子案が出てきて、それもその日のうちに決定するみたいな日程になっているものですから、果たしてこれ私たち両方の審議会で、14日の日に、午前中に都市計画審議会があるし、午後に基本構想審議会があり、両方ともそこで骨子案として固めなければいけないというふうになっていると思うんですけども、果たして責任問題がですね。私はね、できるかなというのが、ここにきてすごく不安になっているんですね。そのところをまず、基本的なところがちょっとこの議論をしても、果たしてどういう骨子案のスタイルになって、それが答申という段階にきたら、どういうスタイルで区民に示していくんだろうかということがとくわからないでいます。

卯月会長　私も初めての体験なので、なかなか確実なことが申し上げられませんが、前の方の話で申し上げますと、今日、あと20分ぐらいしかございませんが、「めざすまちの姿」のことについて、ご意見をいただきます。そうしますと、この基本構想審議会として、起草部会が提案をした内容と、区民会議からいただいた提言書とを合わせて、もう一度組み立て直し、項目の表現、全て起草部会で見直しをいたします。

これまでの情報でもうすでに始まっているわけですし、それを次回12月5日ですか、こちらの基本構想審議会がございまして、そのときに出したいと思います。基本構想審議会に出すと同時に、これが区民に対して出すわけですので、その後、正式な形で区民会議の方々が、各分科会ごとだと思っておりますけれども、骨子案についての議論、これは反映してる、反映してないというようなことを含めて、1月12日、1ヶ月、まあお正月挟んじゃうんですけど、時間はないんですが、出していただくと。

ただ、これが私ももう短いということは重々承知してましたので、これまでの基本構想審議会に出した、出すべき資料は、全て、傍聴の方を含めて、議論のプロセスも全部出した中で、初めて12月5日にそれが出るというタイプではなく、わずか1ヶ月ぐらいの中で少し事前にプラスした中での議論をしていただきたいということで、今まで進んできてしまいました。

したがって、次回、骨子案を12月5日に出した後、区民会議とこの基本構想審議会とまた、パラレルに議論をしていくという格好になります。

それから、都市マスタープランの方については、ちょっと担当の副参事の方からご説明していただいた方が正確だと思います。

事務局　都市計画審議会を担当しておりますまちづくり計画担当副参事の橋口でござ

います。

今、ご質問が出ました骨子案の内容なんですけど、都計審の方で分担をさせていただいている部分、今お手元にお配りしています基本計画と都市マスタープランの総合化のイメージでいくと、やはり 章の部分と 章それから 章の部分の特に(3)の「地区別まちづくり編」だと理解しています。こういった部分については、都市計画審議会ですでに何回か内容についても議論いただくような形でださせていただいております。 章についても、このあいだ11月15日ですね。ご議論をいただいたということでございます。

沢田委員 私は都市計画審議会の委員でもあるので言っているんですが、都計審では具体的にこの項目で出てきたのは、この間の審議会が初めてで、しかも当日の机上配付だったということで、十分な議論はできていません。次の審議会ときにはもう骨子案が出てきて、それをその日のうちにみたいなことになっているわけですから、こちらよりもむしろそちらとの関係が、議論の深まり方が違うので、責任問題が出るのかなと思います。

卯月会長 都市計画審議会の方についてはなかなか立場上申し上げられませんが、今こちらで最低限お願いをしているのは、こちらの起草部会と、それから都市計画審議会の方には検討部会というものが審議会とは別にあるということですので、その検討部会の主要なメンバーの方とこちらの起草部会とは何回もやりとりしながら、全く不都合とか齟齬がないようにする努力を鋭意していることなんです。ですから、区民の方から見るとなかなか両審議会がちょっと回数も違うし、こちらに出した情報がちょっと遅れてこっちに出るときはあるかもしれないんですが、これはもう限られた時間の中で、両会長あるいは両方の起草部会長、検討部会長の責任、4人の責任の中で努力したいということしか申し上げられませんが。

三田委員 特にこの問題では触れられてない部分で、第 章の(1)ですね、「区全体編」のところですね。ここで我々基本構想審議会としては基本構想・基本計画という形で体系的な議論をしているんですが、こういう位置付けでは基本計画、都市マスとの共通編となっているんですね。ところが、そういう共通認識に立って情報交流したりしてないわけですよ。今までは、いわゆる基本構想・基本計画で出ている我々の議論としてはね。起草部会でもそれはしてません。それはどういう位置づけなんですか。

卯月会長 してなくはないんですけども、例えばですね、今、我々は起草部会案というものをベースに3回議論しています。その途中の段階では都市計画審議会の検討部会、あるいは都市計画審議会の会長さんと我々は議論をしていて、向こうに出す資料が、こち

らが今、議論している内容と齟齬がないように、例えば具体的に申し上げますと、こちらは6章立てでできています。ところが、最初向こうは4本立てとか3本立て、いろんな形で、それはやはりまずいだろうということで、6章立てに組み替え直し、かつ6章の中に都市マスタープランに書かなくてはいけない内容と、別に都市計画審議会の方では書かなくてもよい、基本計画の方にきちっと書けばよい内容と、すこし仕分けしながら準備をしています。それで、最終的には起草部会かもしれませんが、今、実際やっているのは両会長、それから起草部会長、それから向こうの検討部会長の中で、そのたたき台のたたき台を準備しているということで、もっと具体的に申しますと、今度11月30日に我々の起草部会がございます。委員も参加してくれると思いますが、そのときに都市計画審議会の方と我々が事前にもう少しやりとりした内容が起草部会の中で再確認していただき、12月5日に出したいと思っております。

はい、古沢委員。

古沢委員 質問ですが、最終案として出された「めざすまちの姿」というのは、基本構想の中の部分のものですか、それとも基本計画・都市マスタープラン共通の、新宿区の将来像の中に入るのか。

卯月会長 共通です。

はい、沢田委員。

沢田委員 この区民会議提言書のところで再度細かい項目が分類されてて、それがどこまで明記される形の骨子案なんですか。

卯月会長 今、11月30日と、それから12月5日に向けて整理をしていますのは、基本施策がとかとかございますね。その中に小さいが、白いがついていて、例えばという具体的な事業の内容があります。その中に、できるだけ区民会議のご提言を生かす形で、もう一度再整理しようと思っています。

それから、もう1つは区民会議提言の大項目、中項目、小項目と整理をしています。特に小項目のレベルで区民会議の提言がどれほど今回の基本構想・基本計画の中に生かされているかという大変ですが、どのようにそれを考え、評価し、入れるつもりかということをして全ての小項目にわたって回答というのか、評価をするつもりでございます。その準備はこの事務局と一緒に進んでいますので、1対1で全部ぴったり、これはここに入っている、これはここに入ったと言えるかどうかまだわかりませんが、区民会議提言をしていただいた区民の方々に、自分が関心を持ったテーマが今、どの項目のどこに入っているのか、



あるいは逆に大きく入っているのか、あるいはそのまま入っているのか、少し小さくなっちゃったのかというようなことがわかるような資料はつくる準備をしています。

おわかりになりましたか。

沢田委員　そうすると、それは資料の部分で、骨子案として出すのは基本目標があり、個別目標があり、基本施策でおおまかな、おおくくりの細かい事業名とかということは、骨子案としては出さないで、資料という形で出てくるんですか。

成富会長代理　最初の審議会での確認と起草部会の確認で、一応今回骨子案を出すときにも説明したんですけど、基本構想・基本計画まで、ここでは一応骨子案として内容をまとめると。その部分の議論をするという、要するに基本施策レベルまでは内容を検討する、それ以外には参考資料という、提言書をもとに議論が進みましたので、それがどういう形になるかということ資料は参考資料として出しました。それをご覧になっていると思うんですけど、答申案を区民委員の方も含めて、公表する際にはやはり参考資料という扱いになると思います。というのはそのことについて、この項目はいいとか悪いとか、この審議会なり起草部会ではやっておりませんので、そういう判断のところまでは作業はしないことになっておりますので、あくまで、それは事務局が中心に、まあ我々も整理の仕方とかについての議論はすると思いますが、そういったレベルでのとりあえず、判断材料という意味で出すだけだと思います。ですから、ここで審議会の議論を踏まえた上で判断を示すということではないので、その辺はちょっとご確認にならないと、当初の議論の範囲というのが基本計画までということになっていきますので。その後は実施計画レベルの議論、その中の作業ということになりますので、その後の問題だと思います。

沢田委員　予定としては。

安田委員　今の議論は少数の関係者の方でもう少し詰めていただいて、元の議題に、「めざすまちの姿」の部分をもう少し議論しないと時間もなくなるんじゃないでしょうか。

卯月会長　沢田委員、よろしいですか。

沢田委員　時間がないということですから。

山下委員　時間がないということで、どうしても発言したいんですけども、というのは、前回ですね、Bグループの中で出たと思うんですが、これをずっと読んでてですね、ここに書いてある基本施策のところ、区民会議の、資料5を見てこちらと対照にするとずれている、ずれが激しいという指摘をしていると思いますけれども、ですから逆にいうとこれ全部直してほしいというぐらいの内容だと思ったんですね。ですから、実際そこは

作業を行っているのかどうか。

卯月会長　　私はそのつもりであります。

安田委員のご指摘もございました、骨子だけでも「めざすまちの姿」についてご意見をちょうだいできるとありがたいんですけど、いかがでございましょうか。

はい、安田委員。

安田委員　　それぞれの考え方あるんでしょうけど、私は2番目のですね、やはり将来子どもという部分がイメージが出てきますので、やはり「わたしたちが創る子どもたちの未来、美しく持続可能なまち・新宿」というものを、まあ文言はこのとおりかどうかは別としましても、理念的な部分というのは、私たちには自治、協働が入ってくると思うんで、それとそこの視点の中で将来の子どもたちに向けて、どういうふうにとり部分も入りますので、これあと、この持続可能なという部分もキーワードの1つとして入ってきているんで、私は2番目のところを中心には思っています。

卯月会長　　はい、ありがとうございます。

ほか、野尻委員が先だったですか。

野尻委員　　私も2番が、一番大大の大好きです。

新宿の少子高齢化というのは激しいもので、人口減少社会に入っています。やはり子どもを、人口を保つためには子どもを産むという視点も必要なんですね。今まで基本構想なんかでも、こういう子どもを産むという視点がないんですから、ここにやはり子どもを産んで、安心して住める新宿というようにつながると思うんですね。子どもを産むということは、今の新宿区の後期基本計画に入っておりますけれども、子どもを産み育てることに夢が持てる環境を整備しますということが1点ですね。

ですから、まさにこのことが「めざすまちの姿」に繋がりますし、新宿というのは日本で五本の指に入るほどの合計特殊出生率の悪いといえますか、子どもをつくらない区なんですよ。ですから、ここは何とかしないとイケないと思います。

それから、「わたしたち」がという、ここがちょっとひっかかるんですね。「ともに」というふうにしていただきたいんですが、今はもう協働という言葉が定着しておりまして、「わたしたち」といいますのはちょっと閉塞感があるんですね。「ともに」という言葉、今の基本構想にも「ともに生き、集うまち」、「ともに考え、創るまち」という言葉がありまして、これを継承したいと思いますし、この「ともに」というのは区民と行政だけではなくて、子どもと大人、また外国人と日本人、全てが入ってくると思うんですね。そういう

意味の「ともに」ということに繋がると思います。

それから、持続可能なまちというのが、この提言書の179ページにありますけれども、持続可能な社会というのは、「すべての人のみならず次世代が、心豊かに、安定的に生活の質を維持できる社会 - 環境問題、貧困、平和、人権、福祉、健康、ジェンダー、多文化共生など社会のさまざまな問題が解決された、公正で、心豊かな社会 - 即ち『持続可能な社会』」というわけですね。そういうことになると書いてございますので、これ非常にいいと思います。

また、美しくというのは、これに環境も入りますし、暮らしと賑わいが融合するという、こういう美しさもあります。それから、治安ですね、美しければ治安が保てるというふうなこともありますので、安全安心にも繋がる社会、やはり美しくというのはぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

卯月会長 はい、ありがとうございます。

おぐら委員 実は、私も都計審の方に入っております、マスタープランとの整合性を深めていくということで話し合いをされているようですが、実は先日も都計審で都市マスタープランの検討部会長で、検討案ということで、まちづくりの基本目標ですとか個別目標、それから中の分野の面でもですね、多少の差し替えをしたいという提案をされていると思います。それは今回、実はその発表もあるのかなと私は思っていたんですけども、私たちは今のたたき台の中でやっているわけで、そこにまた新しい分野が加わったり、新しい文言と差し替えがあったりすると、非常にまた最初からやり直さなければならないことがたくさん出てくると思うんですけども、その辺の配分ですとか、どこで何を決めるのかについてはどうなんでしょうか。

卯月会長 はい、先ほどの質問とちょっと重複しているかと思いますが、我々はあくまでもこの3回、起草部会案をベースに議論をしてきました。1回1回の議論の成果をこの次に反映するというのをせずに、全てこれは12月5日まで、宿題というわけじゃありませんが、事務局と整理しながら12月5日に反映させようと思って、今いろいろ準備をしています。都市計画審議会の方との調整もそうでありまして、あくまでも起草部会案を都市計画審議会の検討部に投げかけて、向こうから提案が出ている。それも我々基本構想審議会に対する提案とみて、それを含めて12月5日の骨子案に反映させたいと思っております。

都市計画審議会だけの案を、その途中に出してしまいますと、ちょっと混乱をしてしまうというふうに私どもは考えましたので、その情報は一方ではあるんですけども、12月5日まで、その調整の結果については待っていただきたいというふうに思っております。

おぐら委員　　そうしますと、時間がなくて申し訳ないんですけども、大きな本当に基本目標の部分やなんかでも骨子案として出てくる場合、変わるという可能性は十分にあり得るということですか。

卯月会長　　6章立ての基本目標については、基本的には今、都市計画審議会の方の検討部会とは、ほぼ合意していると思います。ただ、文字、表現については、中身との関係もありますので、変わる可能性はあります。

ただ、ちょっと個人的にはですね、6本立てを変えるのはよほどのことがない限り、やはり大枠を崩してしまいますので、6本は6本で守りながら、その6本の中に入る個別目標によって、若干表現が、6本の表現が変わる可能性はあるというふうに思っております。

よろしいでしょうか、わかりにくくて申し訳ありません。

はい、古沢委員。

古沢委員　　「基本構想に示す『まちづくりの基本目標』(たたき台)」、これについて討論する機会が今までありませんでしたね。

卯月会長　　6本についてですか。

古沢委員　　10月30日の資料8まちづくりの基本目標、これについての説明ですね。私が申し上げたいのは、この基本目標、あるいは「めざすまちの姿」、このどちらかにですね、先ほどAグループの中で私がお願いを申し上げたんですけど、平和への願い、努力、これが1つね、それからもう1つは、福祉を大事にしていく、そういう姿勢、その2つをきちんと入れていただきたいと、こういうお願いを申し上げました。

卯月会長　　わかりました。

ほかにございますか。

これ以上ご意見がないようでしたら、これまでの3回の審議会の議論、A、Bグループ含め、かつ都市計画審議会からのご提案も含めて、全て加味した形で、大変難しいんですが、12月5日の審議会に骨子案というのを提出させていただきたいと思います。それを含めて、今度また議論をお願いします。

なお、その12月5日の審議会内容に反映させるためには、実は11月30日に大変重要な起草部会がございます。したがいまして、今日もし自宅に戻られて、この点はちょっと言うのを忘れてしまったとか、思いついたことがございましたら、11月24日の金曜日までに事務局の方にFAX、メール等でご連絡をいただければ、30日の起草部会までの議論のひとつの意見として反映させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

ちょっと時間超過してしまいまして、申し訳ありません。

それでは、次回、第11回審議会は12月5日、月曜日、午後3時より午後5時30分まで、新宿区役所本庁舎5階、大会議室、ここでございますが、開催いたします。

開催通知は、改めてお送りいたしますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして第10回基本構想審議会を閉会いたします。

長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。